

第3章 循環型社会の構築に向けて

第1節 廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の現状

1 我が国の物質フロー

ここでは、廃棄物・リサイクル対策を中心として循環型社会の形成に向けた、廃棄物等の発生、循環的な利用・処分の状況、国の取組、各主体の取組、国際的な循環型社会の構築について詳細に説明します。

(1) 我が国の物質フロー

循環型社会を構築するためには、私たちがどれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかを知ることが第一歩となります。

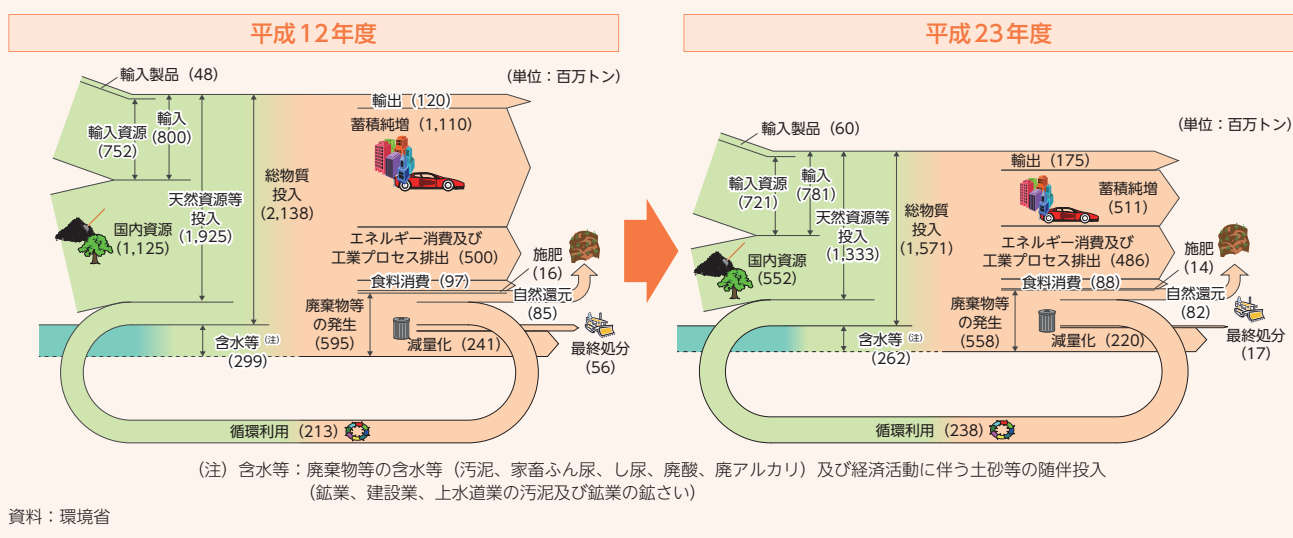
また、第3次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月閣議決定。以下「循環型社会基本計画」という。）では、発生抑制、再使用、再生利用、処分等の各対策がバランス良く進展した循環型社会の形成を図るために、この物質フロー（ものの流れ）の異なる断面である「入口」、「循環」、「出口」に関する指標に目標を設定しています。

以下では、我が国の経済社会におけるものの流れ全体を把握する物質フロー会計（MFA：Material Flow Accounts）を基に、我が国における物質フローの全体像とそこから浮き彫りにされる問題点、循環型社会基本計画で設定した物質フロー指標に関する目標の状況について概観します。

ア 我が国の物質フローの概観

我が国の物質フロー（平成23年度）を概観すると、15.7億トンの総物質投入量があり、5.1億トンが建物や社会インフラなどとして蓄積されています。また1.8億トンが製品等として輸出され、4.9億トンがエネルギー消費・工業プロセスで排出され、5.6億トンの廃棄物等が発生しているという状況です。このうち循環利用されるのは2.4億トンで、これは総物質投入量の15.3%に当たります（図3-1-1）。

図3-1-1 我が国における物質フロー（平成23年度）



我が国の物質フローについての詳細は以下のとおりです。

○「総物質投入量」について

平成23年度の総物質投入量は15.7億トンで、平成12年度の21.4億トンから5.7億トン減少しています。

○「天然資源等投入量」について

天然資源等投入量とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の量を指し、直接物質投入量（DMI：Direct Material Input）とも呼ばれます。

平成23年度の天然資源等投入量は、国内、輸入をあわせて13.3億トン（5.5億トン（国内分）＋7.8億トン（輸入分））と推計されます。これは平成12年度の19.3億トン（11.3億トン（国内分）＋8.0億トン（輸入分））から6億トン減少しています。

天然資源等投入量の減少要因は主に土石系資源投入量の減少によるものが大きく、平成22年度に引き続き景気低迷による大規模公共事業の変動を反映していると考えられ、日本国内に投入される天然資源が大きく減少しています。

さらに、この天然資源等投入量には、隠れたフロー（資源採取等に伴い目的の資源以外に採取・採掘されるかまたは廃棄物などとして排出される物質）を含んでいません。今後は、隠れたフローや資源採取段階に使用したエネルギー資源等も含む総物質関与量（TMR）を意識しつつ、資源生産性を高め、現在の資源採取の水準をさらに減らしていく必要があります。

イ 我が国の物質フロー指標に関する目標の設定

第3次循環型社会基本計画では、物資フローの「入口」、「循環」、「出口」に関する3つの指標について新たに目標設定しています。

それぞれの指標についての目標年次は平成32年度としています。各指標について、最新の達成状況をみると以下のとおりです。

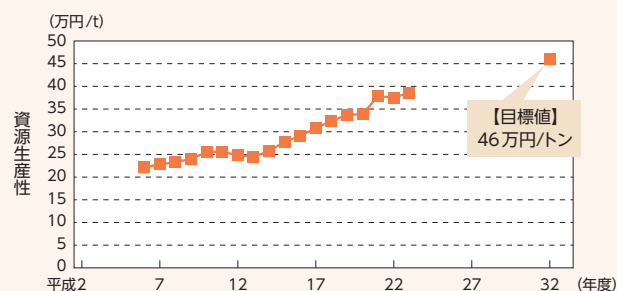
[1] 資源生産性（＝GDP/天然資源等投入量）

資源生産性を平成32年度において、46万円/トンとすることを目標としています（平成12年度〔約25万円/トン〕から概ね6割向上）。なお、平成23年度は約39万円/トンでした（図3-1-2）。ただし、土石系資源を除いた資源生産性については、安定的な上昇は見られないことから（平成12年度約55万円/トン、平成23年度約61万円/トン）、限りある天然資源の消費を抑制し、より効率的な資源利用を行う必要があります。

[2] 循環利用率（＝循環利用量/（循環利用量＋天然資源等投入量））

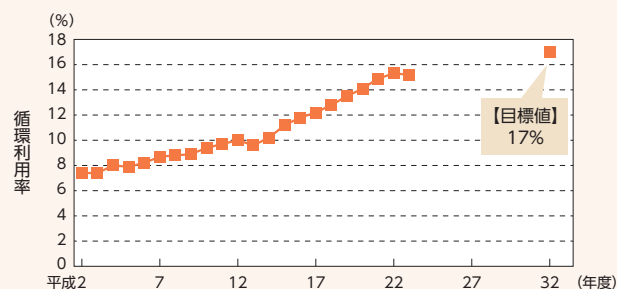
循環利用率を平成32年度において、17%とすることを目標としています（平成12年度〔約10%〕からおおむね4～5割向上）。なお、平成23年度は約15%であり、順調に推移しています。これは、長期的に見れば循環利用量の増加と天然資源等投入量の減少に起因するものです（図3-1-3）。

図3-1-2 資源生産性の推移



資料：環境省

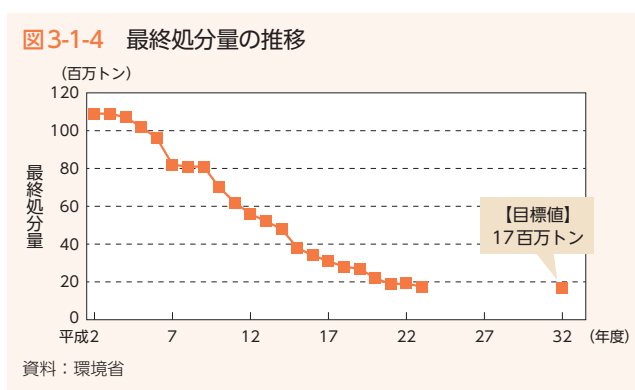
図3-1-3 循環利用率の推移



資料：環境省

[3] 最終処分量（＝廃棄物の埋立量）

最終処分量を平成32年度において、1,700万トンとすることを目標としています（平成12年度〔約5,600万トン〕からおおむね60%減）。なお、平成23年度は約1,700万トンであり、順調に推移しています（図3-1-4）。



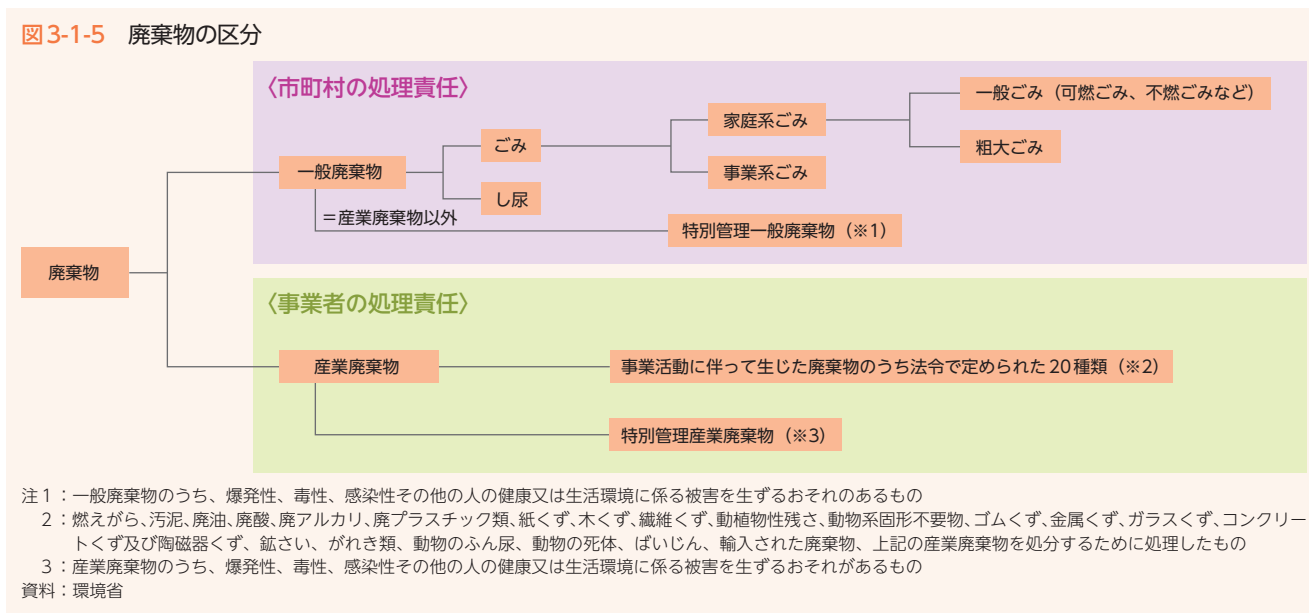
(2) 廃棄物の排出量

ア 廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿などの汚物又は不要物で、固形状又は液状のものをいいます。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されています。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）で定められた20種類のものと、廃棄物処理法に規定する「輸入された廃棄物」をいいます。

一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか主に家庭から発生する家庭系ごみのほか、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいます（図3-1-5）。



イ 一般廃棄物（ごみ）の処理の状況

平成24年度におけるごみの総排出量^{*1}は4,522万トン（前年度比0.5%減）、1人1日当たりのごみ排出量は963グラム（前年度比1.3%減）となっています。

*1 「ごみ総排出量」＝「計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量」

これらのごみのうち、生活系ごみと事業系ごみの排出割合を見ると、生活系ごみが3,213万トン（約71%）、事業系ごみが1,309万トン（約29%）となっています。

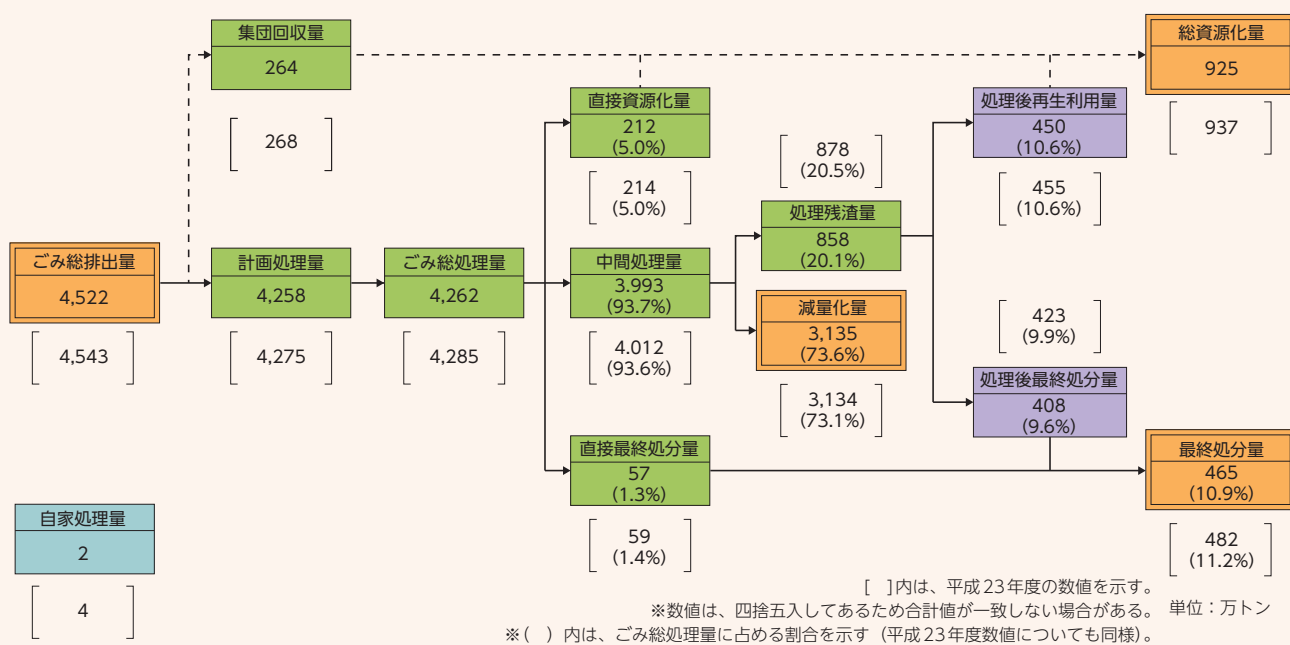
ごみは、直接あるいは中間処理を行って資源化されるもの、焼却などによって減量化されるもの、処理せ

ずに直接埋め立てられるものに大別されます（図3-1-6）。

ごみの総処理量のうち、中間処理されるごみは全体の排出量の約94%に当たる3,993万トンとなっています。中間処理施設としては、焼却施設のほか、資源化を行うための施設（資源化施設）、堆肥をつくる施設（高速堆肥化施設）、飼料をつくる施設（飼料化施設）、メタンガスを回収する施設（メタン回収施設）などがあります。中間処理施設に搬入されたごみは、処理の結果、450万トンが再生利用され、直接資源化されたものや集団回収されたものとあわせると、総資源化量は925万トンになります。ごみの総処理量に対する割合（リサイクル率）は、平成2年度の5.3%から平成24年度の20.4%に大きく増加しています。中間処理量のうち、直接焼却されるごみの量は3,399万トン（全体処理量の79.7%：直接焼却率）であり、焼却をはじめとした中間処理によって減量されるごみの量は3,135万トン（全体処理量の73.5%）にもなります。また、焼却施設には、発電施設や熱供給施設などが併設されて、発電や熱利用など有効利用が行われている事例も増加しています。

一方、直接最終処分される廃棄物、焼却残さ（ばいじんや焼却灰）、焼却以外の中間処理施設の処理残さをあわせたものが最終処分場に埋め立てられる量になります。直接最終処分量は約57万トンで、総排出量の1.2%となっており、また、これに焼却残さと処理残さをあわせた最終処分量の総量は465万トンであり、どちらも年々減少しています。

図3-1-6 全国のごみ処理のフロー（平成24年度）



注1：計画誤差等により、「計画処理量」と「ごみの総処理量」(=中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量)は一致しない。
 2：減量処理率(%)=[(中間処理量)+(直接資源化量)]÷(ごみの総処理量)×100
 3：「直接資源化」とは、資源化等を行う施設を経ずに直接再生業者等に搬入されるものであり、平成10年度実績調査より新たに設けられた項目、平成9年度までは、項目「資源化等の中間処理」内で計上されていたと思われる。
 資料：環境省

ウ 一般廃棄物（し尿）の処理の状況

平成24年度の水洗化人口は1億1,965万人で、そのうち公共下水道人口が9,197万人、浄化槽人口が2,768万人（うち合併処理人口は1,434万人）です。また非水洗化人口は896万人で、そのうち計画収集人口が885万人、自家処理人口が11万人です。

総人口の約3割（非水洗化人口及び浄化槽人口）から排出されたし尿及び浄化槽汚泥の量（計画処理量）は2,220万klで、年々減少しています。そのほとんどは水分ですが、1klを1トンに換算して単純にごみの総排出量（4,522万トン）と比較すると、その数値が大きいことが分かります。それらのし尿及び汚泥は

し尿処理施設で2,053万kℓ、ごみ堆肥化施設及びメタン化施設で4万kℓ、下水道投入で154万kℓ、農地還元で2万kℓ、そのほかで7万kℓが処理されています。

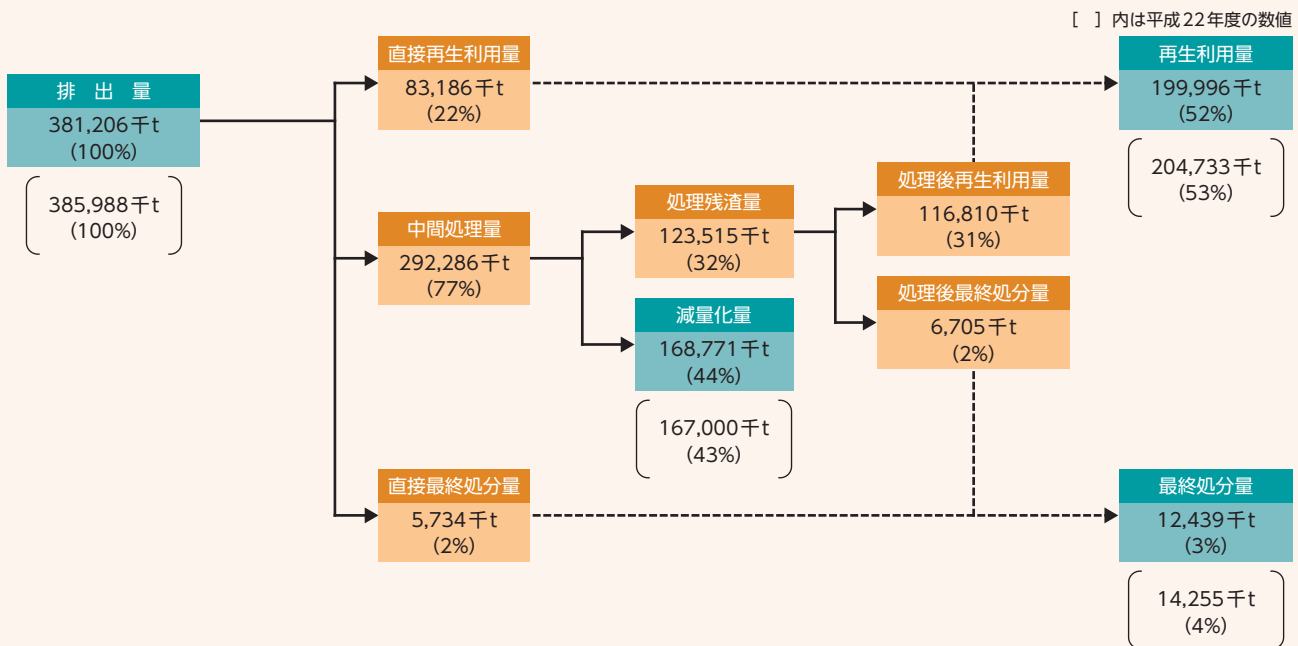
なお、下水道終末処理場から下水処理の過程で排出される下水汚泥は産業廃棄物として計上されます。

エ 産業廃棄物の処理の状況

平成23年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約3億8,121万トンとなっています。

そのうち再生利用量が約2億トン（全体の52%）、中間処理による減量化量が約1億6,877万トン（44%）、最終処分量が約1,244万トン（3%）となっています。再生利用量は、直接再生利用される量と中間処理された後に発生する処理残さのうち再生利用される量を足しあわせた量になります。また、最終処分量は、直接最終処分される量と中間処理後の処理残さのうち処分される量をあわせた量になります（図3-1-7）。

図3-1-7 産業廃棄物の処理の流れ（平成23年）

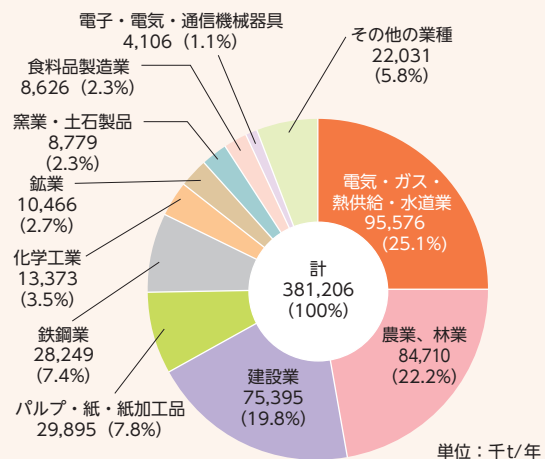


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。
資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」

産業廃棄物の排出量を業種別に見ると、排出量の最も多い業種が電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業、建設業となっています。この上位3業種で総排出量の約7割を占めています（図3-1-8）。

産業廃棄物の排出量を種類別に見ると、汚泥の排出量が最も多く、全体の4割程度を占めています。これに次いで、動物のふん尿、がれき類となっています。これらの上位3種類の排出量が総排出量の8割を占めています。

図3-1-8 産業廃棄物の業種別排出量（平成23年）



資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」

(3) 循環的な利用の現状

ア 容器包装（ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装等）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく分別収集及び再商品化の実績は図3-1-9のとおりです。平成24年度の実施状況で見ると、ガラスびん、ペットボトルについては、9割以上の市町村が分別収集を行っています。

(ア) ガラスびん

ガラスびんの生産量は平成24年で約128.1万トンであり、年々減少する傾向にあります。これは、社会構造の変化や流通構造の変化が要因と考えられます。

なお、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）に基づき、国内で製造されるガラス容器のカレット（ガラスを砕いたもの）利用率を平成27年度までに97%に向上することが目標として定められています。

ガラスびんは1回限りの利用を前提としてつくられるワンウェイびんと洗浄して繰り返し利用されるリターナブルびんとに分けられます。廃棄されたワンウェイびんは砕かれてカレットになり、新しいびんをつくる場合の原料などとしてリサイクルされています。

一方、リターナブルびんは、何度も繰り返し利用できるため、一般廃棄物の減量につながる容器であるといえます。

(イ) ペットボトル

ペットボトル販売量（総重量）は、年々増加する傾向にあります。

ペットボトルのリサイクルは、平成9年4月から容器包装リサイクル法に基づく市町村による分別収集が開始されて以降、平成9年に9.8%であった回収率（ペットボトル販売量に対する分別収集量の比率（平成21年度まではペットボトル販売量ではなく、ペットボトル用樹脂生産量））は平成24年度には51.3%となっています。また、清涼飲料メーカー、ペットボトル等製造メーカーの団体から構成されるPETボトルリサイクル推進協議会が調査している、市町村以外に主にスーパー等の事業者によって回収された量をあわせると、平成24年度の回収率は90.4%になっています。

分別収集を実施した市町村数については、平成9年度の631から平成24年度では1,696へと増えてきています。これは全市町村数の97.4%になります。

また、食品（主に飲料）用として使用したペットボトルを再生し、再び食品用のペットボトルとして使用することを「ボトルtoボトル」と呼びますが、近年、リサイクルの高度化により「ボトルtoボトル」の量が増加しています。

(ウ) プラスチック製容器包装

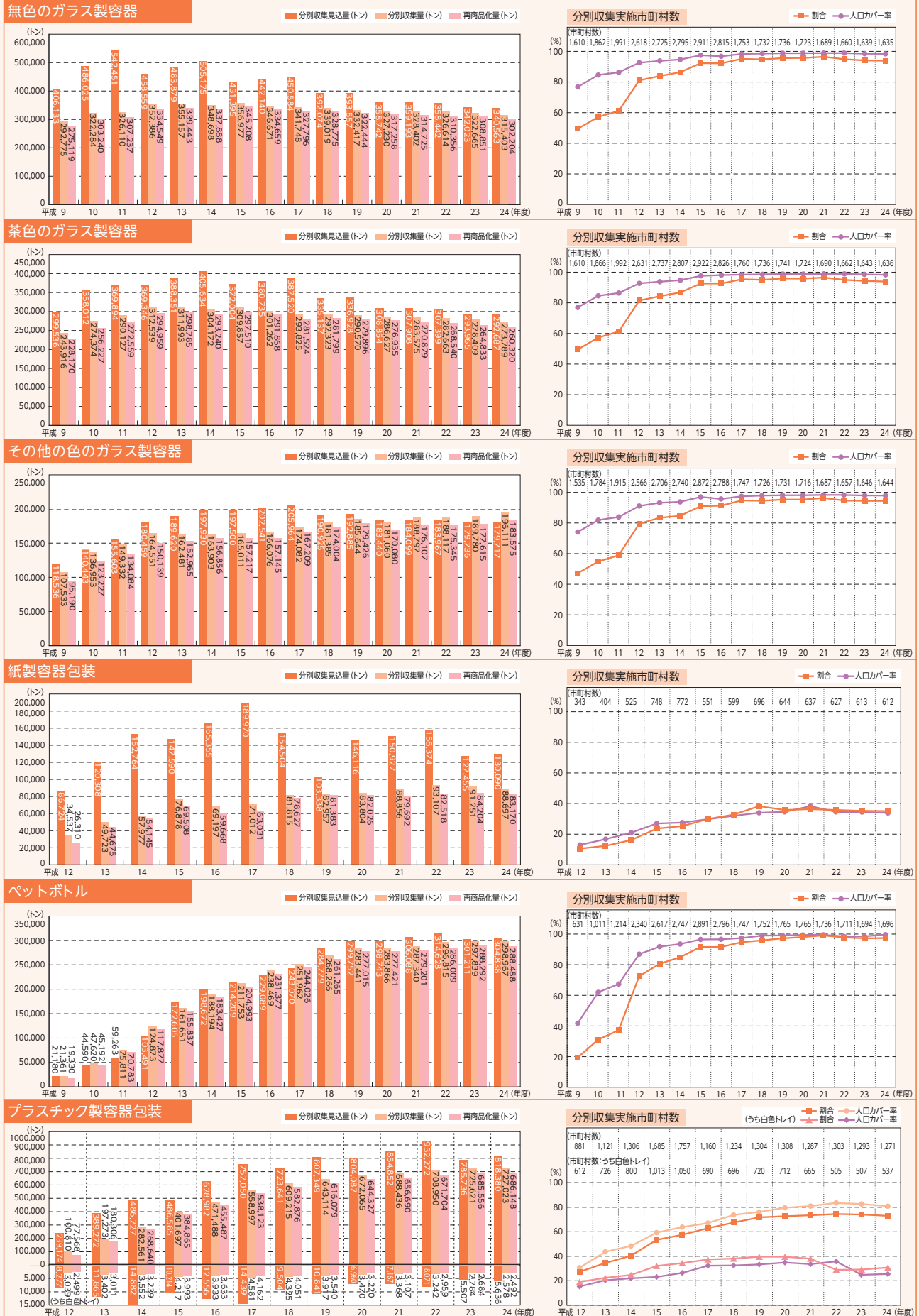
プラスチック製容器包装は、平成12年度から容器包装リサイクル法に基づく対象品目となり、市町村による分別収集が始まりました。

平成24年度の分別収集実績量は、72.7万トンに達し、容器包装リサイクル制度の浸透に伴い分別収集量の増加が進んでいます。なお、平成24年度に分別収集を実施した市町村数は、1,271であり、全市町村数の73.0%となっています。

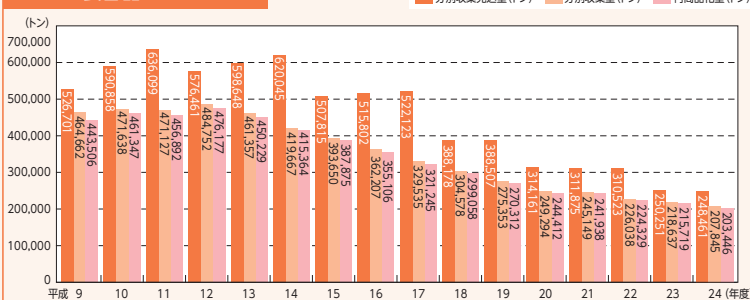
(エ) 紙製容器包装

紙製容器包装は、プラスチック製容器包装と同様に平成12年度から容器包装リサイクル法に基づく対象品目となり、市町村による分別収集が始まりました。

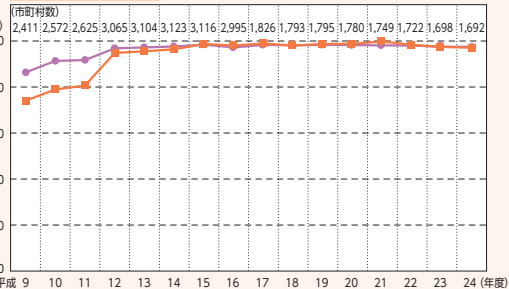
図 3-1-9 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績



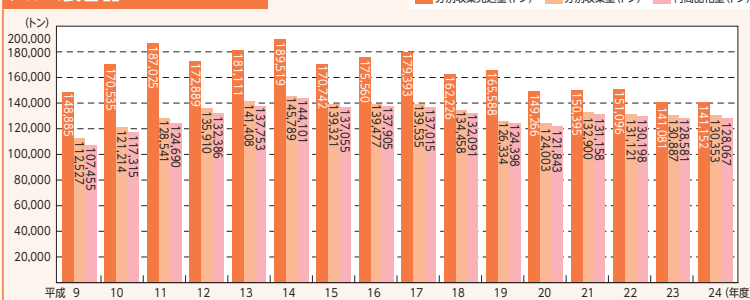
スチール製容器



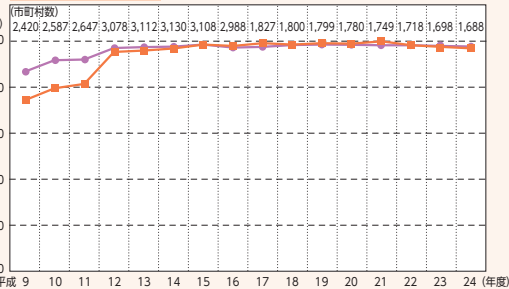
分別収集実施市町村数



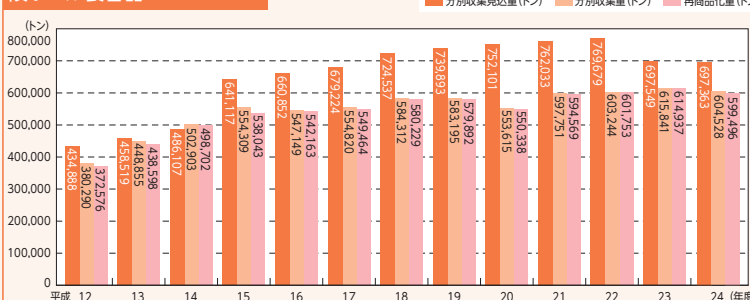
アルミ製容器



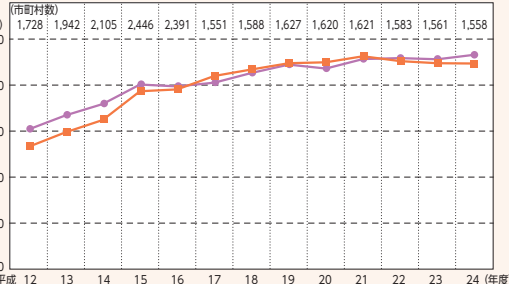
分別収集実施市町村数



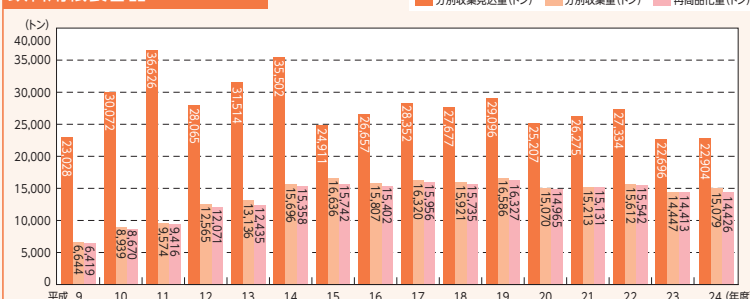
段ボール製容器



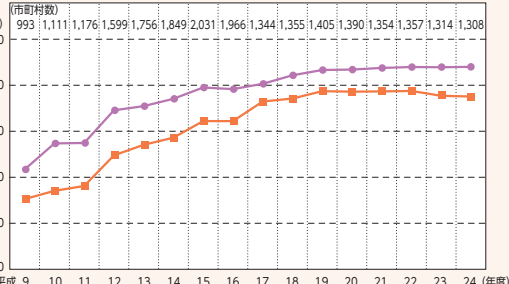
分別収集実施市町村数



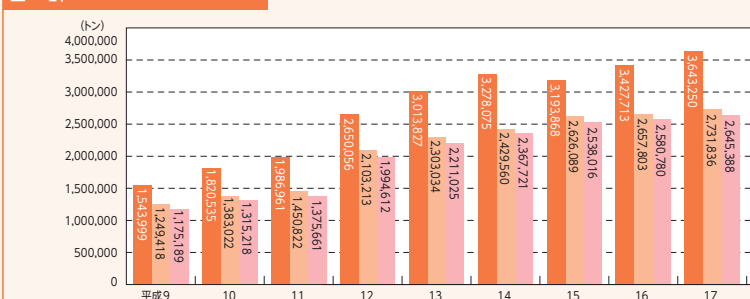
飲料用紙製容器



分別収集実施市町村数



合計



※四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。
 ※「プラスチック製容器包装」とは白色トレイを含むプラスチック製容器包装全体を示す。
 ※「うち白色トレイ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に分別収集された白色トレイの数値。
 ※平成25年3月末時点での全国の総人口は12,786万人。
 ※平成25年3月末時点での市町村数は1,742(東京23区を含む)。
 ※「年度別年間分別収集見込量」、「年度別年間分別収集量」及び「年度別年間再商品化量」には市町村独自処理量が含まれる。
 資料：環境省

平成24年度の分別収集実績量は8.9万トンであり、分別収集を実施した市町村数は612と全市町村数の35.1%にとどまっています。なお、当該数値は紙製容器包装を単独で分別収集している市町村を対象とした集計であり、これとは異なり新聞や雑誌の回収ルートで紙製容器包装をあわせて収集している市町村数・収集量は集計に含まれていません。

(オ) スチール缶

スチール缶の消費重量は、下降傾向にあり、平成24年度では66.4万トンとなっています。スチール缶リサイクル協会によれば、リサイクル率（消費重量に対する再資源化量（回収され鉄スクラップとして再資源化される量）の割合）は、平成24年には90.8%となっています。

(カ) アルミ缶

アルミ缶の消費重量は、近年横ばい傾向にあり、平成24年では30.1万トンとなっています。アルミ缶リサイクル協会によると、アルミ缶のリサイクル率（消費重量に対する再生利用重量の割合）は、平成24年で94.7%に達しています。また、回収されたアルミ缶を再びアルミ缶にするいわゆる「CAN TO CAN」の割合は66.7%となっています。

(キ) 紙パック

紙パック（アルミニウムが利用されているものを除く）は、牛乳用、清涼飲料用、酒類用などに使用されています。平成24年度の分別収集実績量は、1.51万トンであり、分別収集を実施した市町村数は1,314で全市町村数の75.1%となっています。

全国牛乳容器環境協議会によると、平成24年度の飲料用紙パック出荷量は20.4万トンであり、そのうち一般家庭等で18.0万トン、自動販売機、飲食店等で1.2万トン、学校給食で1.2万トン消費されています。

また、回収量は市町村回収、店頭回収、集団回収をあわせて5.7万トンとなっており、再生用途としては、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、板紙などにリサイクルされています。

(ク) 段ボール

段ボールは平成12年度から容器包装リサイクル法に基づく対象品目となり、市町村による分別収集が始まりました。平成24年度の分別収集実績量は、60.5万トンとなっています。

また、分別収集を実施した市町村数は1,558で全市町村数の89.4%となっており、同じ時期に容器包装リサイクル法に基づく対象品目となったプラスチック製容器包装や紙製容器包装と比較するとかなり多くなっています。

平成24年の段ボール原紙の消費量は820.2万トンあり、段ボール古紙の回収量は1,014万トンで、回収率（段ボール原紙のメーカー消費量に対する段ボール古紙回収量の割合）は123.6%となっています。ただし、平成24年度は約155万トンの輸入超過と推計されるため、これを加味するとリサイクル率（段ボール原紙の消費量に輸出入分を調整したものに対する段ボール古紙の回収量の割合）は約98%になります。

イ プラスチック類

プラスチックは加工のしやすさ、用途の多様さから非常に多くの製品として利用されています。

プラスチック循環利用協会によると、平成24年におけるプラスチックの生産量は、1,054万トンと推定され、国内消費量は960万トンとなっています。排出量に対する有効利用率は一般廃棄物が約78%、産業廃棄物が約82%、リサイクルされていないものについては、一般廃棄物の単純焼却が約15%、埋立処理が約7%、産業廃棄物の単純焼却が約6%、埋立処理が約12%と推計されています。

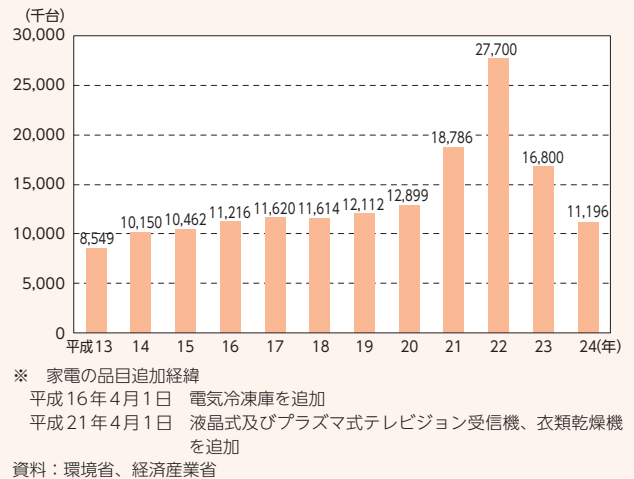
ウ 家電製品

家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機の4品目については、リサイクルをする必要性が特に高いことから、平成13年4月に本格施行された特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づき、特定家庭用機器廃棄物として規定され、製造業者等に一定の水準以上の再商品化が義務付けられています。

具体的には、製造業者等に対して廃家電4品目の再商品化を義務付け、再商品化率（サーマルリカバリーを含まない）を、家庭用エアコン70%以上、ブラウン管テレビ55%以上、液晶・プラズマテレビ50%以上、冷蔵庫・冷凍庫60%以上、洗濯機・衣類乾燥機65%以上と定めて、リサイクルを推進しています。平成24年度に全国の指定引取場所において引き取られた廃家電4品目は、前年度比約33.4%減の合計約1,120万台でした。これは、エアコン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、テレビについては、エコポイント制度の終了により購入が手控えられたためです（図3-1-10）。

平成24年度における製造業者等の再商品化率は、家庭用エアコン91%、ブラウン管テレビ82%、液晶・プラズマテレビ87%、冷蔵庫・冷凍庫80%、洗濯機・衣類乾燥機86%であり、いずれも法定の基準を上回っています。

図3-1-10 全国の指定引取場所における廃家電の引取台数



エ 建設廃棄物等

建設廃棄物は、産業廃棄物の排出量の約2割、不法投棄量の約8割を占めています。中でも建築物解体による廃棄物については、昭和40年代以降に急増した建築物が更新期を迎えており、今後とも発生量が増加することが予想されています。

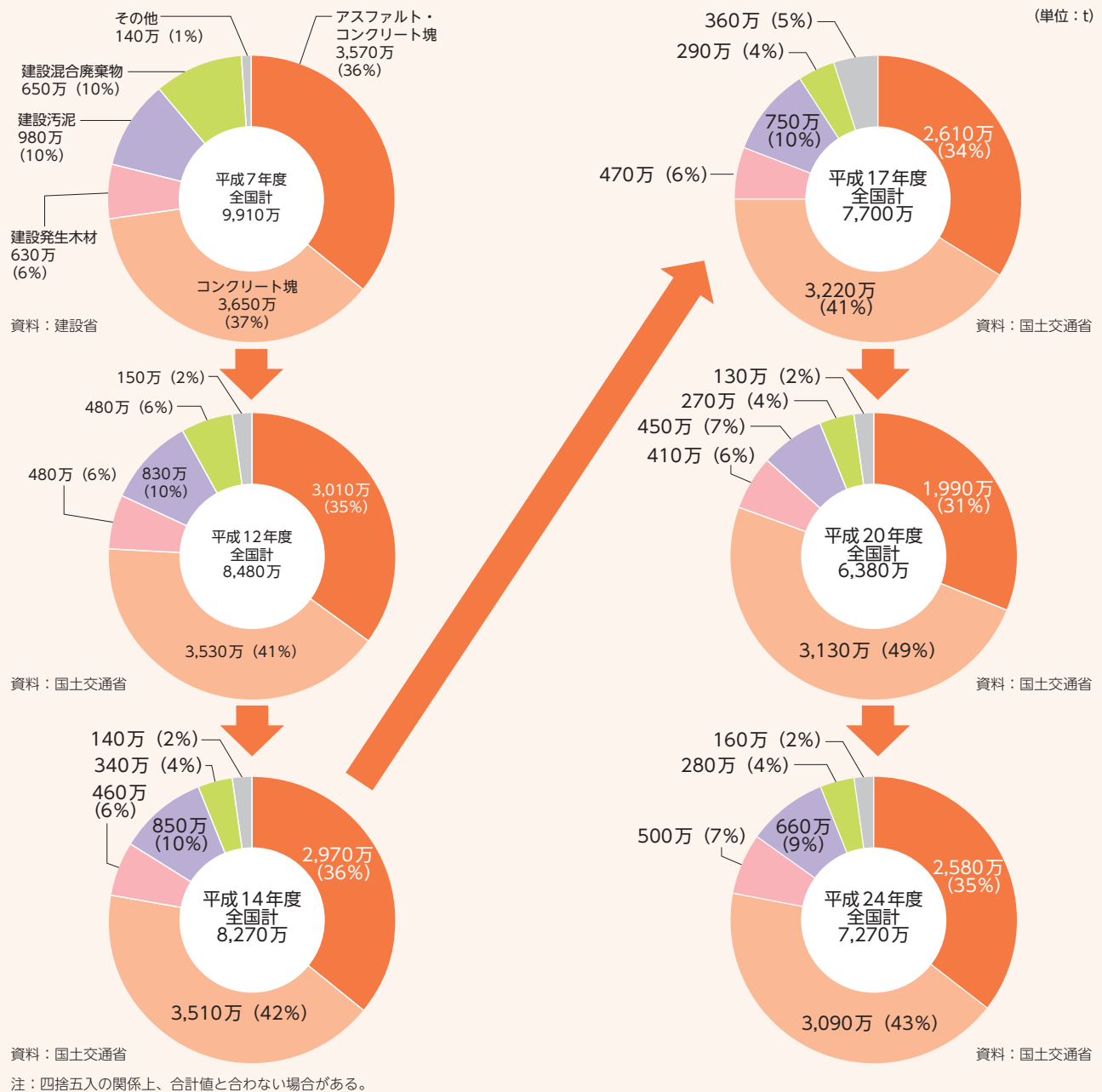
また、建設廃棄物の排出量のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）で一定規模以上の工事について再資源化等が義務付けられているコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材が占める割合が約8割であるため、その3品目の再資源化をまず実施することが必要です（図3-1-11）。

コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、平成24年度の実績でいずれも建設リサイクル法基本方針の平成22年度目標である再資源化率95%を維持しています。

また、建設発生木材については、平成24年度の実績で再資源化等（再資源化及び縮減）率が94.4%であり、平成22年度目標である95%の達成に向け、引き続き再資源化等率の向上を図っています。建設汚泥については、平成24年度の実績で「建設リサイクル推進計画2008」の平成24年度目標である再資源化等率82%に達していますが、他の品目と比較して再資源化等率が低いことから引き続き建設汚泥の有効利用を促進しています。

建設工事現場から場外に搬出された建設発生土の利用率は平成24年度の実績88.3%と「建設リサイクル推進計画2008」で定めた平成24年度の目標値87%に達していますが、他の品目と比較して利用率がやや低いことから引き続きさらなる工事間利用の推進に向けて、各種の取組を進めています。

図 3-1-11 建設廃棄物の種類別排出量



オ 食品廃棄物

食品廃棄物は、食品の製造、流通、消費の各段階で生ずる動植物性残さ等であり、具体的には加工食品の製造過程や流過程で生ずる売れ残り食品、消費段階での食べ残し・調理くず等です。

これら食品廃棄物は、食品製造業から発生するもの等は産業廃棄物に、一般家庭、食品流通業及び飲食店業等から発生するものは主に一般廃棄物に区分され、平成23年度において前者が275万トン、後者が1,453万トン（うち一般家庭から発生するもの1,014万トン）、あわせて1,728万トンが排出され

表 3-1-1 食品廃棄物の発生及び処理状況（平成23年度）

平成23年度 (単位：万t)

	発生量	処分量				
		焼却・埋立処分量	再生利用量			
			肥料化	飼料化	その他	計
一般廃棄物	1,453	1,276	-	-	-	177
うち家庭系	1,014	952	-	-	-	62
うち事業系	440	324	41	40	35	115
産業廃棄物	275	55	37	167	15	220
合計	1,728	1,332	-	-	-	397

注1：四捨五入しているため合計があわない場合がある

注2：食品廃棄物の発生量については、一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成23年度実績）

産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成23年度実績）より環境省試算。

注3：家庭系一般廃棄物の再生利用量については、同様に環境省試算。

注4：事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の再生利用量（内訳を含む）については、農林水産省食品循環資源の再生利用等実態調査報告より試算。

資料：農林水産省、環境省

ています（表3-1-1）。

食品製造業から発生する食品廃棄物は、必要量の確保が容易なこと及びその組成が一定していることから比較的再生利用がしやすく、飼料化が167万トン（61%）、肥料化が37万トン（13%）、その他が15万トン（5%）で合計220万トン（80%）が再生利用されています。

また、食品流通業及び飲食店業等から発生する食品廃棄物（事業系一般廃棄物）は、飼料化が40万トン（9%）、肥料化が41万トン（9%）、その他が35万トン（8%）で合計115万トン（26%）が再生利用されています。

一方、一般家庭から発生する食品廃棄物（家庭系一般廃棄物）は、多数の場所から少量ずつ排出され、かつ組成も複雑であることから、62万トン（6%）が再生利用されているにすぎません。

これらの結果、食品廃棄物全体では、397万トン（23%）が肥料・飼料等に再生利用され、残りの1,332万トン（77%）は焼却・埋立処分されています。

食品廃棄物を含む廃棄物系バイオマスは、飼料・肥料などへの再生利用や熱・電気に転換するエネルギー利用の可能性があり、循環型社会及び低炭素社会の実現を目指すため、その利活用をさらに推進しています。

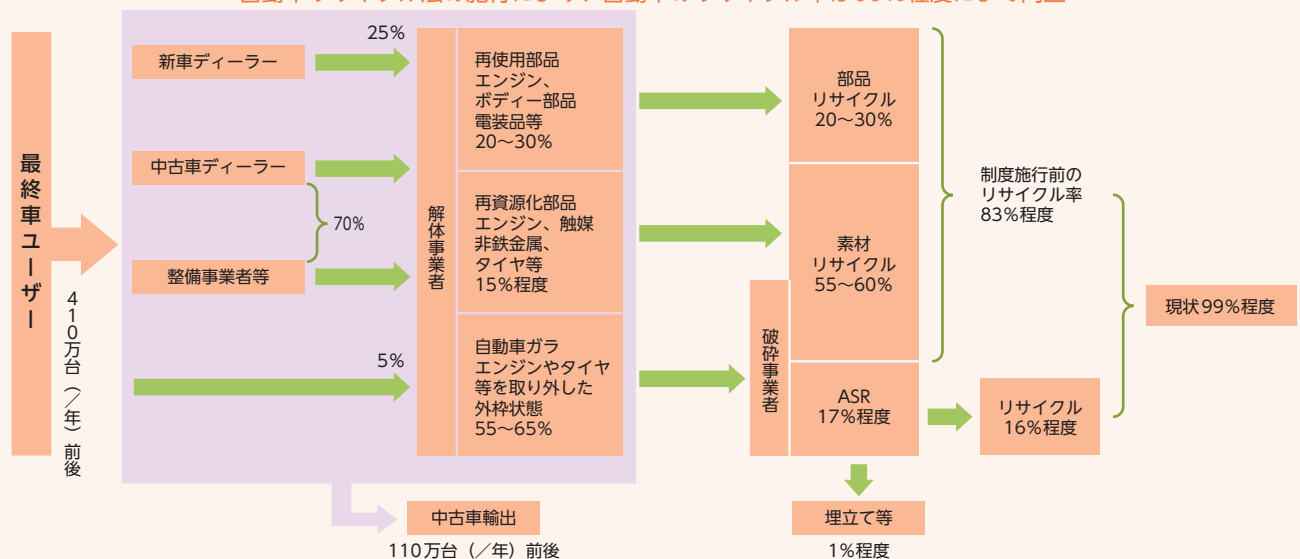
カ 自動車

(ア) 自動車

使用済みとなる自動車は、自動車リサイクル法に基づき、最初に自動車販売業者等の引取業者からフロン類回収業者に渡り、カーエアコンで使用されているフロン類が回収されます。その後、自動車解体業者に渡り、そこでエンジン、ドア等の有用な部品、部材が回収されます。さらに残った廃車スクラップは、破砕業者に渡り、そこで鉄等の有用な金属が回収され、その際発生する破砕残さ（シュレッダーダスト）が、主に廃棄物として処理されています（図3-1-12）。自動車については、平成24年度において341万台が自動車リサイクル法に基づきリサイクルされており、1台当たりの重量比で、20~30%程度が解体業者によって有用部品として回収（部品リユース）され、50~55%程度が素材としてリサイクル（マテリアルリサイクル）されています。

図3-1-12 使用済自動車処理のフロー（平成24年度）

自動車リサイクル法の施行により、自動車のリサイクル率は99%程度にまで向上



また、平成17年10月から、使用済自動車の引渡しに支障が生じている離島市町村に対して、特定再資源化預託金等を用いた支援事業を開始しており、平成25年度には88市町村の2.2万台に対して資金出えんがされました。

(イ) タイヤ

(一社)日本自動車タイヤ協会によれば、平成25年における廃タイヤの排出量102.1万トン(平成24年101.0万トン)のうち、輸出、更生タイヤ台用、再生ゴム・ゴム粉などとして、32.1万トン(平成24年30.8万トン)が原形・加工利用され、57.8万トン(平成24年57.4万トン)が製錬・セメント焼成用、発電用などとして利用されています。

廃タイヤについては有価物と不要物の区別が困難であるため、有価物と偽って不適切に野積みされ、火災等の問題を引き起こしている事案も発生しています。このため、環境省では、使用済タイヤを有価物であると称して野積みする事案について、厳正に対処するよう都道府県に通知しています。

キ パーソナルコンピュータ及びその周辺機器

資源有効利用促進法では、平成13年4月から事業系パソコン、平成15年10月から家庭系パソコンの再資源化を製造等事業者に対して義務付け、再資源化率を、デスクトップパソコン(本体)50%以上、ノートブックパソコン20%以上、ブラウン管式表示装置55%以上、液晶式表示装置55%以上と定めてリサイクルを推進しています。

平成24年度における自主回収実績はデスクトップパソコン(本体)約19万台、ノートブックパソコン約20万台、ブラウン管式表示装置約5万台、液晶式表示装置約18万台となっています。また、製造等事業者の再資源化率は、デスクトップパソコン(本体)77.8%、ノートブックパソコン59.4%、ブラウン管式表示装置71.6%、液晶式表示装置72.6%であり、いずれも法定の基準を上回っています。

なお、これ以外の回収ルートとして、リース・レンタル会社、販売店及び販売会社を經由し又は直接に廃棄物処理業者に引き取られるか、地方公共団体において回収・処理されているものもあります。加えて、平成25年4月から施行された小型家電リサイクル法では、パソコン及びその周辺機器についても対象としています。

ク 小形二次電池(ニカド蓄電池、ニッケル水素蓄電池、リチウム蓄電池、密閉形鉛蓄電池)

小形二次電池には、主な材料としてニッケルやカドミウム、コバルト、鉛など希少な資源が使われており、小形二次電池のリサイクルは大きな効果を持っています。

資源有効利用促進法では、平成13年4月から小形二次電池の再資源化を製造等事業者に対して求め、再資源化率を、ニカド電池60%以上、ニッケル水素電池55%以上、リチウム蓄電池30%以上、密閉型鉛蓄電池50%以上と定めて、リサイクルの一層の推進を図っています。

平成24年度における小形二次電池(携帯電話・PHS用のものを含む)に係るリサイクルの状況は、ニカド蓄電池の処理量764トン、再資源化率72.6%、ニッケル水素蓄電池の処理量198トン、再資源化率76.6%、リチウム蓄電池の処理量312トン、再資源化率61.1%、密閉型鉛蓄電池の処理量1,504トン、再資源化率50.0%であり、再資源化率の実績は、いずれも法令上の目標を達成しています。

ケ 小型電子機器等

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)は、平成25年4月から施行されました。本法律では、使用済小型電子機器等に利用されている金属等の大部分が回収されずに廃棄

されている状況を踏まえ、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講じることによって、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るものです。本法律の基本方針では、平成27年までに、年間14万トン、国民1人当たり年間1kgの使用済小型電子機器等を回収することが目標として定められています。

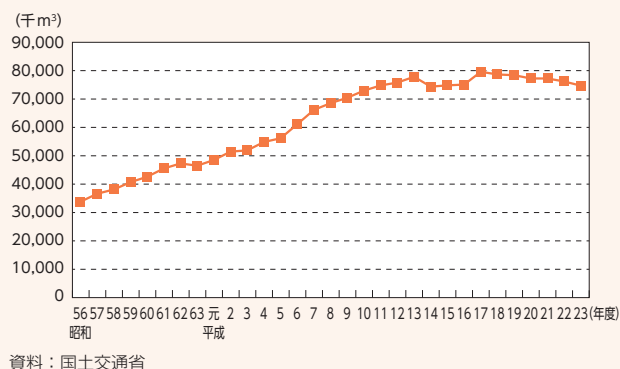
コ 下水汚泥

下水道事業において発生する汚泥（下水汚泥）は、近年は減少傾向にあります（図3-1-13）。平成23年度現在、全産業廃棄物の発生量の2割近くを占める約7,479万トン（対前年度約8万トン増、濃縮汚泥量として算出）が発生していますが、最終処分場に搬入される量は48万トン（対前年度比約13万トン増）であり、脱水、焼却等の中間処理による減量化や再生利用により、最終処分量の減量化を推進しています。なお、平成23年度において、下水汚泥の有効利用率は、東日本大震災の影響により埋立処分や場内ストックが増えたため、乾燥重量ベースで55%となっています。

下水汚泥の再生利用はセメント原料などの建設資材利用が大半を占めるものの、有機物に富んでいる下水汚泥の性質に着目した緑農地利用やエネルギー利用など利用形態は多岐にわたっています。

平成23年度には乾燥重量ベースで122万トンが再生利用され、用途としては、セメント原料（51万トン）、レンガ、ブロック等の建設資材（32万トン）、肥料等の緑農地利用（33万トン）、固形燃料（2万トン）などに利用されています。

図3-1-13 年度別下水汚泥発生量の推移



2 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物（ごみ）

ア ごみの排出量の推移

ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量は経済成長に伴い、昭和60年度前後から急激に増加し、平成2年度からは横ばいないし微増傾向が続いていますが、基本方針でベースラインとしている平成9年度5,310万トンを8年連続で下まわりました（図3-1-14）。

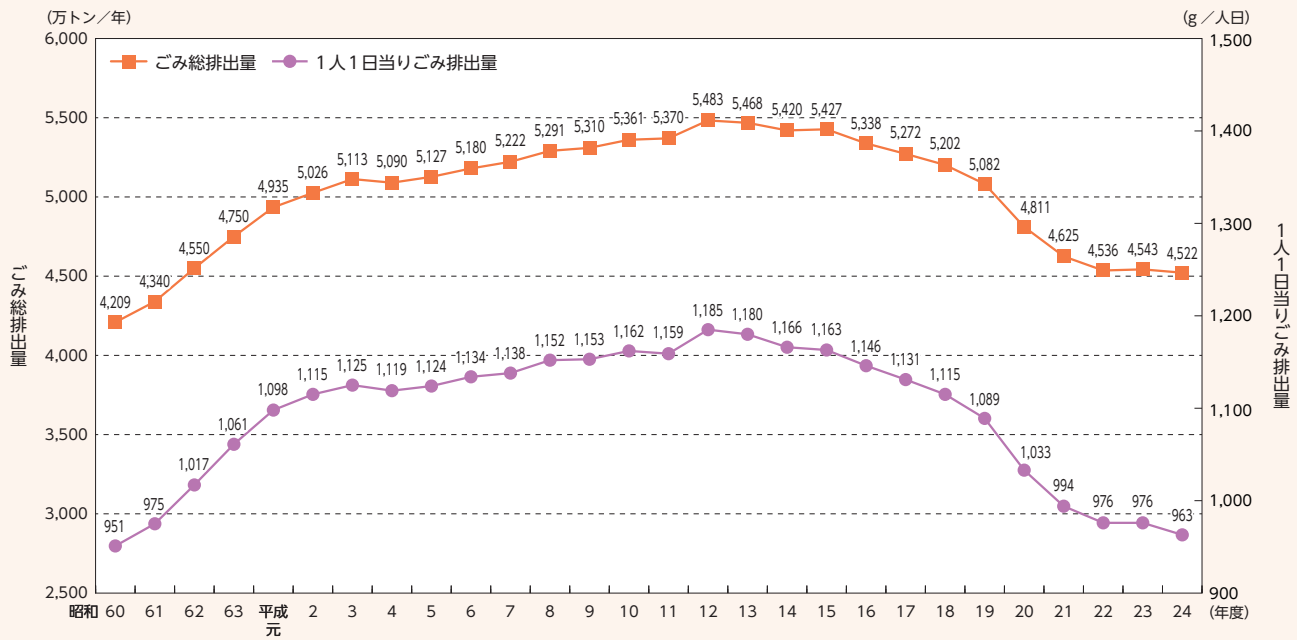
イ ごみ処理方法

ごみ処理方法を見ると、直接資源化及び資源化等の中間処理の割合は平成24年度は18.9%となっています。また、直接最終処分されるごみの割合は着実に減少しており、平成24年度は1.3%となっています。

ウ ごみ処理事業費

平成24年度におけるごみ処理に係る経費の総額は、1兆7,884億円であり、国民1人当たりに換算すると、1万3,900円となり、前年度からほぼ横ばいです。

図3-1-14 ごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移



注1：平成17年度実績の取りまとめより「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量+直接搬入量+資源ごみの集団回収量）」と同様とした。
 注2：1人1日当たりごみ排出量は総排出量を総人口×365日又は366日でそれぞれ除した値である。
 注3：平成24年度の総人口には、外国人人口を含んでいる。
 資料：環境省

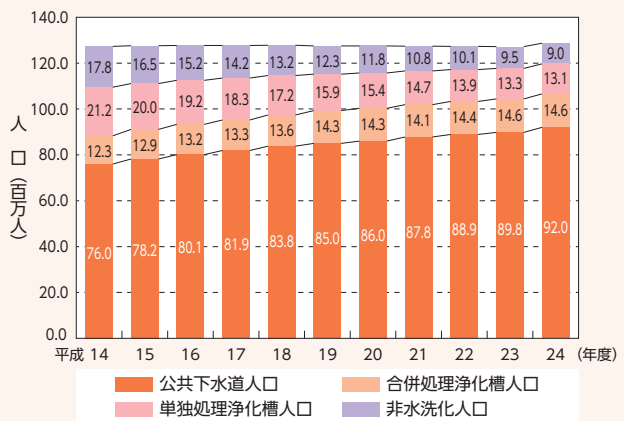
(2) 一般廃棄物（し尿）

ア し尿処理の推移

し尿処理人口の推移を見ると、浄化槽人口がほぼ横ばいの推移であるのに対し、公共下水道人口（平成24年度実績9,197万人）の増加により、これらをあわせた水洗化人口（平成24年度実績1億1,965万人）は年々増加しています（図3-1-15）。

平成24年度末の浄化槽の設置基数は776万基（平成23年度782万基）で、前年度と比べて約6万基の減少となっています。内訳を見ると、合併処理浄化槽（し尿と生活雑排水の処理）が328万基（平成23年度314万基）と増加しているのに対し、単独処理浄化槽（し尿のみの処理）が453万基（平成23年度467万基）と大きく減少しており、その結果、合併処理浄化槽の割合は42%（平成23年度40%）に上昇しています。国庫補助制度の充実等により合併処理浄化槽の整備が進む一方、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の平成12年の改正によって単独処理浄化槽の新設が原則として禁止され、合併処理浄化槽への設置替えや下水道等の整備により、単独処理浄化槽の廃止が進んでいることが影響しているものと考えられます。

図3-1-15 し尿処理形態別人口の推移



注：グラフ中の数値はそれぞれの構成人口（百万人）である。
 資料：環境省

イ し尿及び浄化槽汚泥の処理状況の推移

平成24年度の実績では、し尿及び浄化槽汚泥2,220万kLはし尿処理施設又は下水道投入によって、その99.4%（2,207万kL）が処理されています。

また、し尿等の海洋投入処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正により、平成19年2月より禁止されました。

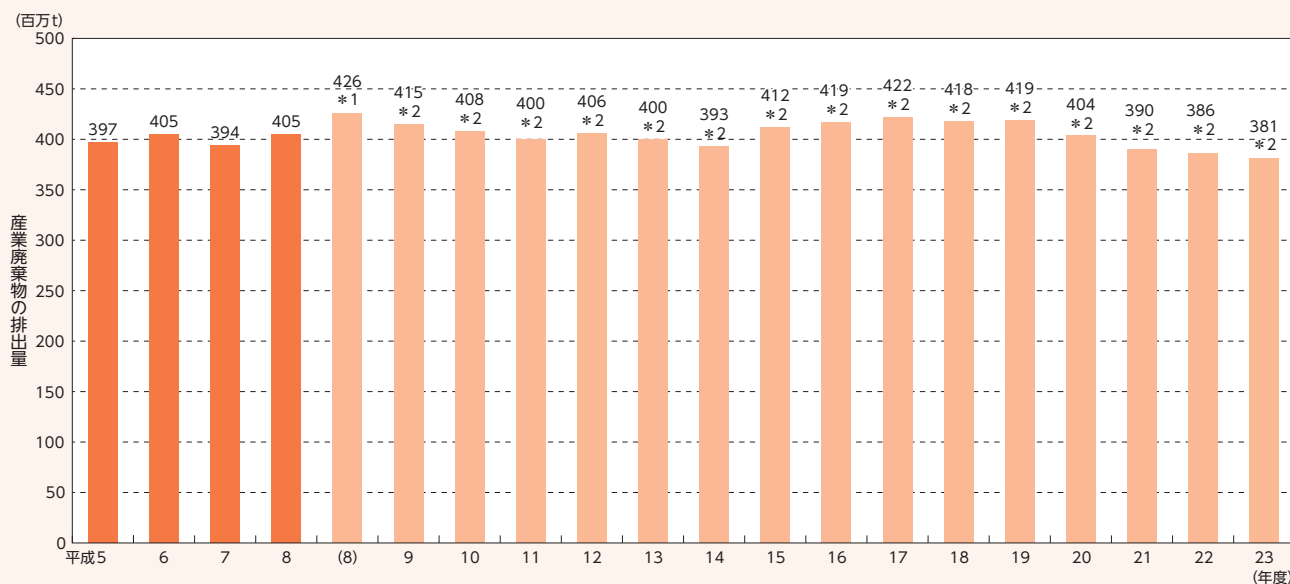
3 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の発生及び処理の状況

ア 産業廃棄物の排出量の推移

平成2年度以降の産業廃棄物の排出量の状況を見ると、4億トン前後で大きな変化はなく、ほぼ横ばいとなっています（図3-1-16）。

図3-1-16 産業廃棄物の排出量の推移



注：平成8年度から排出量の推計方法を一部変更している。

* 1：ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、政府が平成22年度を目標年度として設定した「廃棄物の減量化の目標量」（平成11年9月設定）における平成8年度の排出量を示す。

* 2：平成9年度以降の排出量は*1において排出量を算出した際と同じ前提条件を用いて算出している。

出典：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」

イ 産業廃棄物の中間処理施設数の推移

産業廃棄物の焼却、破碎、脱水等を行う中間処理施設の許可施設数は、平成23年度末で1万8,880施設となっており、前年度との比較では1.4%の減少となっています。中間処理施設のうち汚泥の脱水施設が17.0%、木くず又はがれき類の破碎施設が50.1%、廃プラスチック類の破碎施設が9.5%を占めています。

ウ 産業廃棄物処理施設の新規許可件数の推移（焼却施設、最終処分場）

産業廃棄物処理施設に係る新規の許可件数は、焼却施設、最終処分場ともに、廃棄物処理施設に係る規制の見直し等を行った平成9年の廃棄物処理法の改正以降激減しています（図3-1-17、図3-1-18）。

図3-1-17 焼却施設の新規許可件数の推移（産業廃棄物）

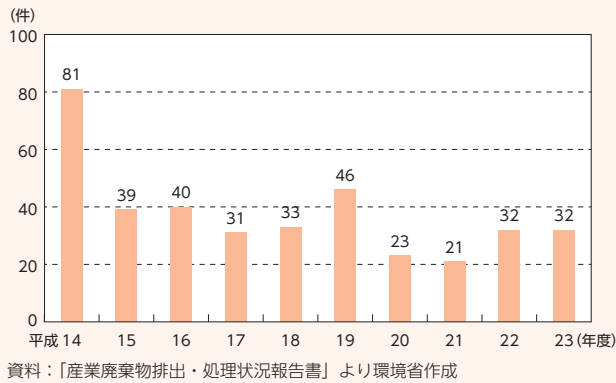
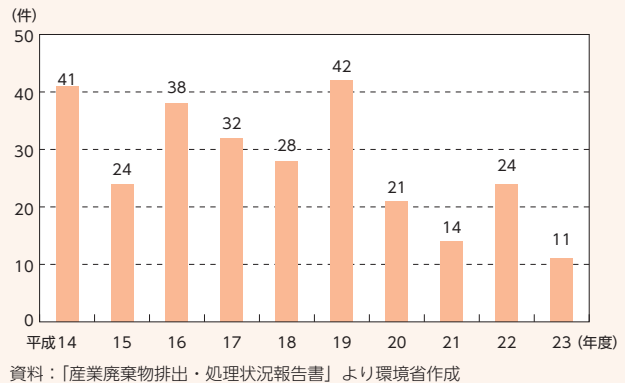


図3-1-18 最終処分場の新規許可件数の推移（産業廃棄物）



(2) 大都市圏における廃棄物の広域移動

首都圏などの大都市圏では、土地利用の高度化や環境問題等に起因して、焼却炉などの中間処理施設や最終処分場を確保することが難しくなっています。そのため、廃棄物をその地域の中で処理することが難しく、一般廃棄物も産業廃棄物も、その多くが都府県域を越えて運搬され処分されています。

廃棄物の広域移動は、廃棄物を受け入れている地域で廃棄物が不法投棄されたり、それによる環境汚染が引き起こされたりした場合に、ほかの地域で発生した廃棄物を搬入することそのものに対する不安感や不公平感と相まって、周辺地域とのあつれきを誘因し、廃棄物の受入制限が進む結果となるとの懸念が広がっています。

4 廃棄物関連情報

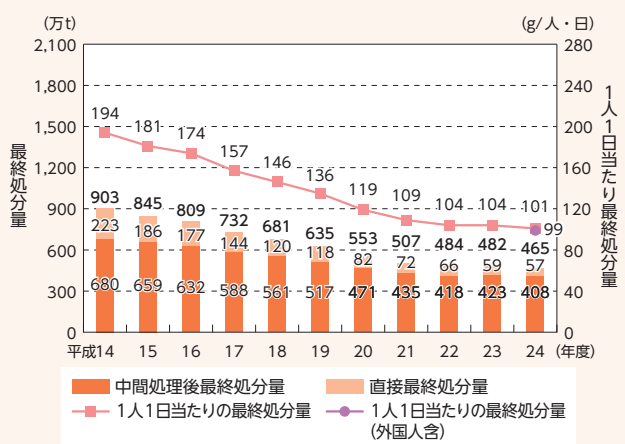
(1) 最終処分場の状況

ア 一般廃棄物

(ア) 最終処分の状況

平成24年度における最終処分量（直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量との合計）は465万トン、1人1日当たりの最終処分量は99gであり、減少傾向が継続しています（図3-1-19）。

図3-1-19 最終処分量と1人1日当たり最終処分量の推移



(イ) 最終処分場の残余年数と残余容量

平成24年度末現在、最終処分場は1,741施設、残余容量は1億1,201万 m^3 であり、残余年数は、全国平均で19.7年分となっています（図3-1-20）。

(ウ) 最終処分場のない市町村

平成24年度末現在、全国1,742市区町村のうち、当該市区町村として最終処分場を有しておらず、民間の最終処分場に埋立てを委託している市区町村数（ただし、最終処分場を有していない場合であっても大阪湾フェニックス計画対象地域の市区町村は最終処分場を有しているものとして計上）は307市町村となっています。

(エ) 今後の取組

最終処分場等の廃棄物処理施設は、いわゆる迷惑施設であることから、新たな立地は困難な状況にありますが、中でも最終処分場の確保は市町村単位では難しいケースが見られます。こうした状況から、広域的に最終処分場を確保する取組がすでに始まっていますが、今後は、単に用地の確保が難しいからほかの地域に確保するといった発想ではなく、管理すべき施設の数減らし、確実かつ高度な環境保全対策を実施した上で、廃棄物のリデュースや適正な循環的利用を徹底した後の最後の受け皿として、広域的に最終処分場の整備を進めていく必要があります。

こうした循環型社会の形成のために必要なごみ処理施設の整備は、市町村において廃棄物の3Rに関する明確な目標を設定した上で、その実施に向けた総合的な施策を内容とする計画を策定して進めていく必要があります。

イ 産業廃棄物

平成23年度末の産業廃棄物の最終処分場の残余容量は1億8,606万 m^3 で前年より846万 m^3 減少しました。また、残余年数は全国平均で14.9年分であり、徐々に改善は図られているものの、首都圏の残余年数は5.3年分であり、特に大都市圏において残余容量が少なくなっています（図3-1-21）。

産業廃棄物の最終処分場は、民間事業者による整備を基本としつつ、これらの整備状況を踏まえ、必要と認められる容量を公共関与による施設整備で確保することも進めていく必要があります。

図3-1-20 最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（一般廃棄物）

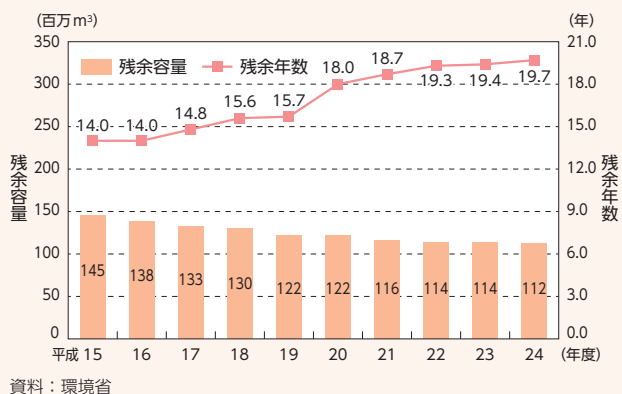
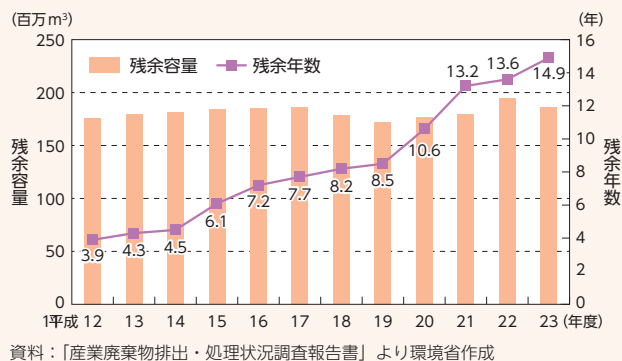


図3-1-21 最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（産業廃棄物）



(2) ごみ焼却施設における熱回収の取組

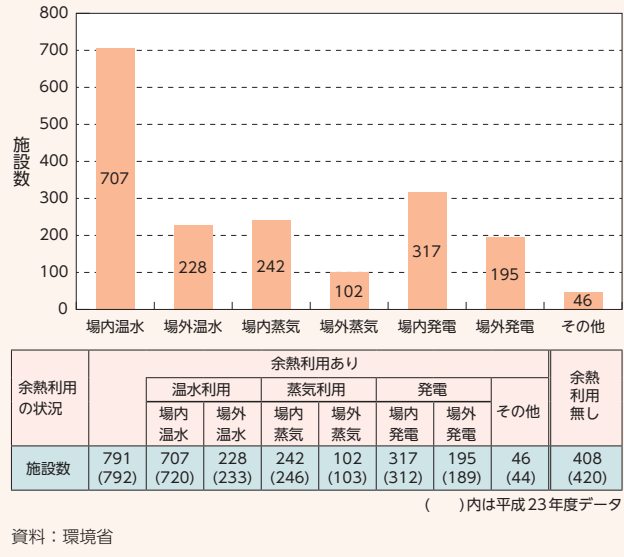
ア ごみの焼却余熱利用

ごみ焼却施設からの余熱を温水や蒸気、発電などで有効利用している施設の割合は、全国で約7割です(図3-1-22)。具体的な利用方法としては、後述するごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯での利用や、施設外での利用として温水プール、老人福祉施設等社会福祉施設への温水・熱供給、地域暖房への供給等があります。

余熱利用の目的を見ると、清掃工場で使用する資源エネルギーの節約、地域還元が大きな割合を占めています。

このような施設内外での余熱利用は、低炭素社会の取組への貢献を図る観点からもさらに推進していく必要があることから、平成22年の廃棄物処理法改正に伴い廃棄物熱回収施設設置者認定制度が創設されました。

図3-1-22 ごみ焼却施設における余熱利用の状況(平成24年度)



イ ごみ発電

ごみ発電とは、ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスのもつ熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもので、ごみ焼却施設の余熱利用の有効な方法の一つです。

平成24年度末において、稼働中又は建設中のごみ焼却施設のうち、発電を行っている又は行う予定の施設は317に上ります(表3-1-2)。また、大規模な施設ほどごみ発電を行っている割合が高いため、ごみ発電を行っている割合は施設数ベースでは26.6%ですが、ごみ処理能力ベースでは約61.3%となっています。その総発電量は、約77億kWhであり、1世帯当たりの年間電力消費量を3,400kWhとして計算すると、この発電は約226万世帯の消費電力に匹敵します。また、ごみ発電を行った電力を場外でも利用している施設数は195施設となっています。

表3-1-2 ごみ焼却発電施設数と発電能力(平成24年度)

発電施設数	317 (314)
総発電能力 (MW)	1,748 (1,740)
発電効率 (平均) (%)	11.92 (11.73)
総発電電力量 (GWh)	7,718 (7,487)

(カッコ内は平成23年度データの数値を示す)

資料：環境省

注1：市町村・事務組合が設置した施設(着工済みの施設・休止施設を含む)で廃止施設を除く。
注2：発電効率とは以下の式で示される。

$$\text{発電効率} [\%] = \frac{860 [\text{kcal/kWh}] \times \text{総発電量} [\text{kWh/年}]}{1,000 [\text{kg/t}] \times \text{ごみ焼却量} [\text{t/年}] \times \text{ごみ発熱量} [\text{kcal/kg}]} \times 100$$

ごみ発電による発電効率の平均は約11.9%ですが、0.7%から35%程度と施設により差があります。最近では、効率の高い発電施設の導入が進んできていますが、現状では、発電とその他の余熱利用をあわせても、燃焼によって発生する熱量の4分の3程度が無駄に失われています。発電後の低温の温水を地域冷暖房システムに有効利用する事例もあり、こうした試みをさらに拡大していくためには、熱供給・熱利用双方の連携による施設整備が有効です。

ウ RDF (ごみ固形燃料)

RDF (Refuse Derived Fuel : ごみ固形燃料) は、通常のごみと比較して、腐敗性が少なく、比較的長期の保管が可能であること、減容化、減量化されるため、運搬が容易であること、形状、発熱量がほぼ一定となるため安定した燃焼が可能であること等の特徴を有しています。

循環型社会における廃棄物処理の優先順位を踏まえつつ、性状に応じた利用先を確保することが可能であれば、RDFを利用していくことも有効であるといえます。

(3) 不法投棄等の現状

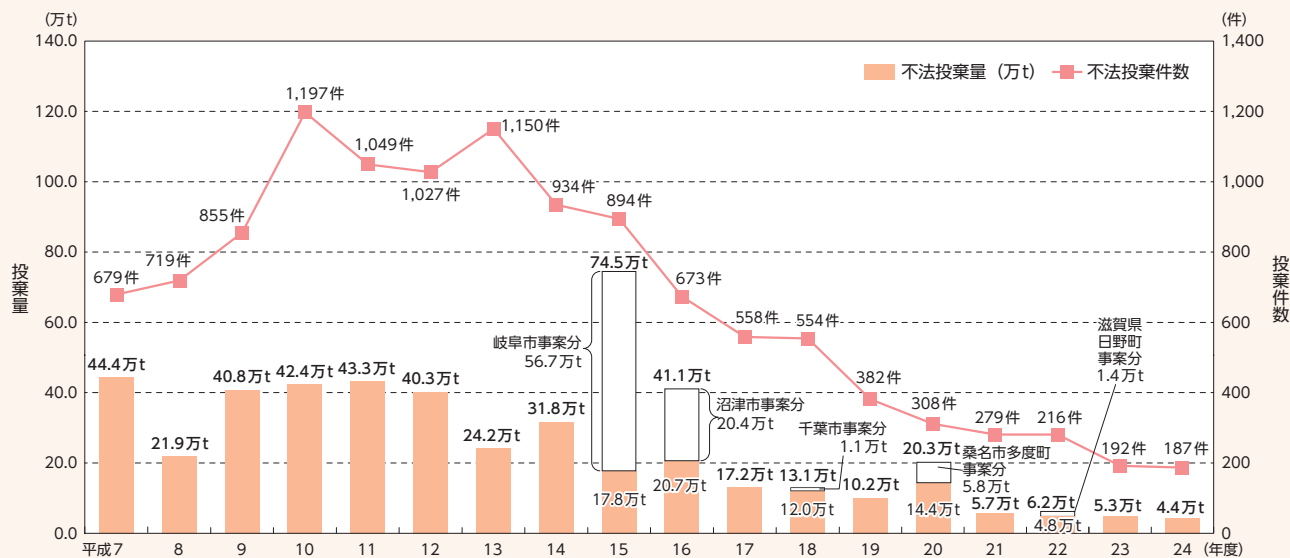
ア 平成24年度に新たに判明した産業廃棄物の不法投棄等の事案

(ア) 不法投棄等の件数及び量

平成24年度に新たに判明したと報告のあった産業廃棄物の不法投棄又は不適正処理（以下「不法投棄等」という。）の事案は、不法投棄事案が187件、4.4万トン、不適正処理事案が179件、11.3万トンでした（図3-1-23、図3-1-24）。

また、平成24年度に新たに判明したと報告のあった5,000トン以上の大規模な不適正処理事案は5件でした。なお、平成24年度に新たに判明した5,000トン以上の大規模な不法投棄事案の報告はありませんでした。

図3-1-23 産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量の推移



注1：不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10トン以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）を集計対象とした。

注2：上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。
 上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉県事案については、平成10年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
 上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度千葉県事案については、平成18年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
 上記棒グラフ白抜き部分の平成22年度滋賀県日野町事案については、平成21年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

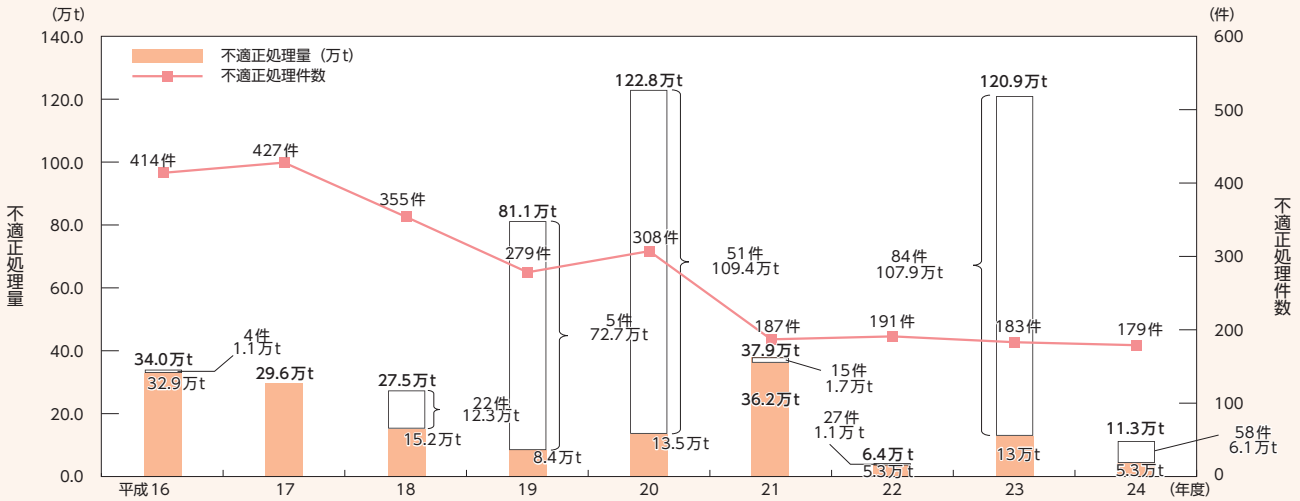
注3：硫酸ピッチ事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。

注4：フェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。
 なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県の45カ所において確認され、そのうち44カ所で撤去が完了している（平成25年11月19日時点）。

※量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

資料：環境省

図3-1-24 産業廃棄物の不適正処理件数及び不適正処理量の推移

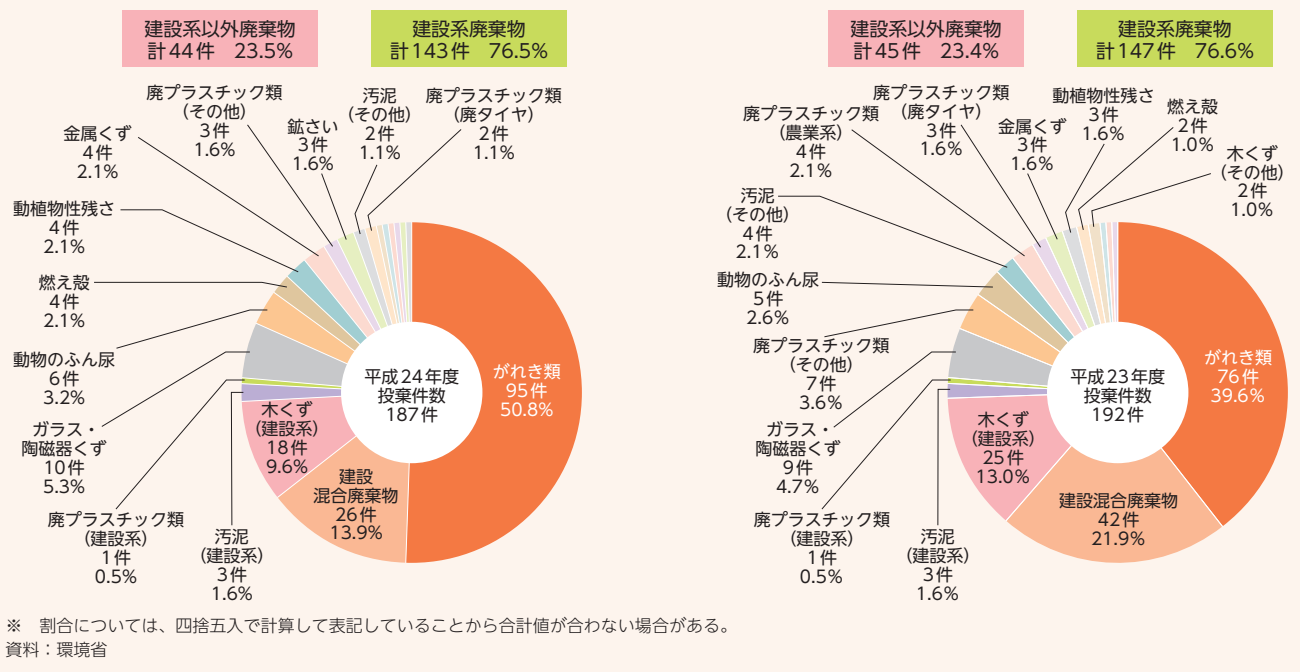


注1：不適正処理件数及び不適正処理量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10トン以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）を集計対象とした。
 2：上記棒グラフ白抜き部分は、報告された年度より前から不適正処理が行われていたもの。なお、平成23年度以降は不適正処理の開始年度が不明なものを含む。
 3：平成19年度に報告されたものには、大規模な事案である滋賀県栗東市事案71.4万トンを含む。
 平成20年度に報告されたものには、大規模な事案である奈良県宇陀市事案85.7万トン等を含む。
 平成21年度に報告されたものには、大規模な事案である福島県川俣町事案23.4万トン等を含む。
 平成23年度に報告されたものには、大規模な事案である愛知県豊田市事案30.0万トン、愛媛県松山市事案36.3万トン、沖縄県沖縄市事案38.3万トン等を含む。
 4：硫酸ピッチ事案については本調査の対象からは除外し、別途取りまとめている。
 5：フェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。
 なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県の45か所において確認され、そのうち44か所で撤去が完了している（平成25年11月19日時点）。
 ※量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。
 資料：環境省

(イ) 不法投棄等をされた産業廃棄物

平成24年度に新たに判明したと報告のあった不法投棄等のうち、がれき類、木くず（建設系）などの建設系廃棄物が占める割合について見ると、不法投棄については件数の約76.5%（143件）、不法投棄量の約75.3%（3.3万トン）を占めています。不適正処理については建設系廃棄物が件数の約72.1%（129件）を占め、不適正処理量の約87.7%（9.9万トン）を占めています（図3-1-25）。

図3-1-25 不法投棄された産業廃棄物の種類（平成24年度）



(ウ) 不法投棄等の実行者

平成24年度に新たに判明したと報告のあった不法投棄等事案の実行者の内訳は、不法投棄件数で見ると、排出事業者によるものが全体の約56.1%（105件）で、実行者不明のものが約23%（43件）、許可業者によるものが約5.9%（11件）、複数によるものが約5.3%（10件）となっています。不法投棄量で見ると、排出事業者によるものが約51.3%（2.2万トン）で、許可業者によるものが約23.3%（1.0万トン）、無許可業者によるものが約12.4%（0.5万トン）、実行者不明のものが5.6%（0.2万トン）、複数によるものが5.5%（0.2万トン）でした。また、不適正処理件数で見ると、排出事業者によるものが全体の約72.6%（130件）で、許可業者によるものが約8.4%（15件）、複数によるものが約6.7%（12件）、実行者不明が約4.5%（8件）、無許可業者によるものが約2.2%（4件）となっています。不適正処理量で見ると、許可業者によるものが約33.5%（3.8万トン）、複数によるものが32%（3.6万トン）で、排出事業者によるものが約30%（3.4万トン）、無許可業者によるものが1.6%（0.2万トン）、実行者不明のものが約1.3%（0.2万トン）でした。

(エ) 支障除去等の状況

平成24年度に新たに判明したと報告のあった不法投棄事案（187件、4.4万トン）のうち、現に支障が生じていると報告されたものは1件で、既に支障除去措置等に着手しています。現に支障のおそれがあると報告された事案（5件）については、今後の対応として、4件が支障のおそれの防止措置（うち、2件は措置完了済み）、1件が状況確認のための定期的な立入検査を実施するとされています。その他、支障等調査中と報告された事案（6件）については、既に、支障等の状況を明確にするための確認調査に着手しています。

また、平成24年度に新たに判明したと報告のあった不適正処理事案のうち、現に支障が生じていると報告されたものは3件で、既に支障除去措置等に着手しています。現に支障のおそれがあると報告された事案（6件）については、今後の対応として、4件が支障のおそれの防止措置、1件が撤去指導、改善命令等、1件が状況確認のための定期的な立入検査を実施するとされています。

イ 平成24年度末時点で残存している産業廃棄物の不法投棄等事案

都道府県及び廃棄物処理法上の政令市が把握している平成25年3月31日時点における産業廃棄物の不法投棄等事案の残存件数は2,567件、残存量の合計は1,777万トンでした。

このうち、現に支障が生じていると報告されている事案（17件）については、今後の対応として、すべて支障除去措置を実施するとされており、いずれも現時点では原因者等又は行政による支障除去措置が着手されています。現に支障のおそれがあると報告されている事案（106件）については、今後の対応として、23件が支障のおそれの防止措置、23件が周辺環境モニタリング、60件が状況確認のための立入検査を実施するとされています。その他、現在支障等調査中と報告された事案（36件）については、いずれも支障等の状況を明確にするための確認調査に着手又は次年度中に着手予定とされています。また、現時点では支障等がないと報告された事案（2,408件）についても、必要に応じて、改善指導、定期的な立入検査や監視等が実施されています。

注：(3)の調査は、環境省が、都道府県及び廃棄物処理法上の政令市の協力を得て毎年度取りまとめているものです。

(4) 特別管理廃棄物

ア 概要

廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理廃棄物（特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物）として指定しています。その処理に当たっては、特別管理廃棄物の種類に応じた特別な処理基準を設けることなどにより、適正な処理を確保しています。また、その処理を委託する場合は、特別管理廃棄物の処理業の許可を有する業者に委託することとなります。

イ 特別管理廃棄物の対象物

これまでに、表3-1-3に示すものを特別管理廃棄物として指定しています。

表3-1-3 特別管理廃棄物

区分	主な分類	概要	
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品	
	ばいじん	ごみ処理施設のうち、焼却施設において発生したもの	
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である一般廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの	
特別管理産業廃棄物	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）	
	廃酸	著しい腐食性を有するpH2.0以下の廃酸	
	廃アルカリ	著しい腐食性を有するpH12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
	特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	PCBが染みこんだ汚泥、PCBが塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCBが付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCBが付着した陶磁器くず若しくはがれき類
		PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの
		指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
		鉱さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
		燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		廃油	有機塩素化合物等を含むもの
		汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」より環境省作成

(5) 石綿の処理対策

ア 産業廃棄物

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成18年法律第5号）が平成19年4月に完全施行され、石綿含有廃棄物の安全かつ迅速な処理を国が進めていくため、溶融などの高度な技術により無害化処理を行う者について環境大臣が認定した場合、都道府県知事等による業や施設設置の許可を不要とする制度（無害化処理認定制度）がスタートしています。また、平成22年の廃棄物処理法施行令の改正により、特別管理産業廃棄物である廃石綿等の埋立処分基準が強化されました。

イ 一般廃棄物

アイロン、トースター、ドライヤーなど、石綿を含む家庭用品が廃棄物となったものについては、市町村に対し、ほかのごみと区別して排出し、破損しないよう回収するとともにできるだけ破碎せず、散水や速やかな覆土により最終処分するよう、また、保管する際はほかの廃棄物と区別するよう要請しています。

また、永続的な措置として、専門家の意見を聞きつつ、石綿含有家庭用品が廃棄物となった場合の処理についての技術的指針を定め、市町村に示し、適正な処理が行われるよう要請しています。

(6) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理体制の構築

ア 全国的なPCB廃棄物処理体制の構築

国は、日本環境安全事業株式会社を活用して、PCBを使用した高圧トランス・コンデンサ等を全国5か所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道室蘭）の拠点的広域処理施設において処理する体制を整備し、処理が進められています。また、PCB汚染物等（安定器、感圧複写紙等）の処理については、平成21年に北九州で処理が開始され、平成25年9月には北海道室蘭において処理が開始されました。

また、環境省は都道府県と連携し、費用負担能力の小さい中小企業者等による処理を円滑に進めるための助成等を行う基金（PCB廃棄物処理基金）を造成しています。

イ 微量PCB汚染廃電気機器等の処理方策

微量PCB汚染廃電気機器等の民間による処理体制の整備を検討するため、平成17年度から焼却実証試験を実施しており、試験対象となったPCB廃棄物が安全かつ確実に処理出来ることが確認されています。この実証試験の結果等を踏まえ、平成21年11月に関係する告示を改正し、廃棄物処理法における無害化処理に係る特例制度の対象に微量PCB汚染廃電気機器等を追加し、平成25年度末までに8事業者が認定され、処理が進められています。

ウ 法の施行状況に関する検討

「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」の報告書「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」（平成24年8月）を踏まえ、平成24年12月にPCB特措法第10条に基づくPCB廃棄物の処分の期間が改正され、新たに平成39年3月31日までとされました。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に向けた検討を行いました（表3-1-4、表3-1-5）。

表3-1-4 PCB廃棄物の保管状況
(平成23年3月31日現在)

廃棄物の種類	保管事業所数	保管量
高圧トランス	7,209	32,182台
高圧コンデンサ	42,821	229,360台
低圧トランス	829	39,013台
低圧コンデンサ	4,111	1,684,534台
柱上トランス	287	1,946,531台
安定器	16,166	6,038,404個
PCB	340	84トン
PCBを含む油	3,426	109,240トン
感圧複写紙	374	706トン
ウエス	2,357	622トン
汚泥	393	20,254トン
その他の機器等	13,557	464,725台

備考：ドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、トランス等（高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、その他の機器等）が台数又は個数で計上できないもの、PCB等（PCB、PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥）が重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

なお、PCB等のうち、体積で計上された分については、1ℓ = 1kgとして重量に換算して集計した。

資料：環境省

表3-1-5 PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況（平成23年3月31日現在）

製品の種類	使用事業所数	使用量
高圧トランス	2,090	9,102台
高圧コンデンサ	4,817	15,047台
低圧トランス	155	1,086台
低圧コンデンサ	195	23,848台
柱上トランス	46	657,319台
安定器	1,199	197,079個
PCB	24	506kg
PCBを含む油	27	46,470kg
その他の機器等	4,584	28,031台

備考：PCB等（PCB、PCBを含む油）のうち、体積で計上された分については、1ℓ = 1kgとして重量に換算して集計した。

資料：環境省

(7) ダイオキシン類の排出抑制

ダイオキシン類は、ものの燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）であり、ダイオキシン類の約200種のうち、29種類に毒性があるとみなされています。

ダイオキシン類の現在の発生源は製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどのさまざまな発生源がありますが、主な発生源はごみ焼却による燃焼です。

昭和58年11月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになりました。

廃棄物処理におけるダイオキシン問題については、早期から検討が行われており、平成9年1月に厚生省が取りまとめた「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（新ガイドライン）や、平成9年8月の廃棄物処理法施行令及び同法施行規則の改正で位置づけられた新たな構造基準・維持管理基準などに基づき、対策が取られてきました。環境庁でも、ダイオキシン類を大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の指定物質として法的規制をかけることとし、平成9年12月から焼却炉及び製鋼用の電気炉からの排ガス基準が定められ、ダイオキシン類の排出が法律で規制されることとなりました。

さらに、平成11年3月に策定された「ダイオキシン対策推進基本指針」及び平成11年に成立したダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。）の2つの枠組みにより、ダイオキシン類対策が進められました（詳細は第5章を参照）。平成24年における削減目標の設定対象に係るダイオキシン類の排出総量は、ダイオキシン法に基づく国の削減計画における削減目標量（平成23年以降の当面の間において達成すべき目標量）を下回っており、目標達成が確認されました（表3-1-6）。

表3-1-6 我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量及び削減目標量

事業分野	当面の間における削減目標量 (g-TEQ/年)	推計排出量		
		平成9年における量 (g-TEQ/年)	平成15年における量 (g-TEQ/年)	平成24年における量 (g-TEQ/年)
1 廃棄物処理分野	106	7,205~7,658	219~244	80
(1)一般廃棄物焼却施設	33	5,000	71	31
(2)産業廃棄物焼却施設	35	1,505	75	27
(3)小型廃棄物焼却炉等 (法規制対象)	22	700~1,153	73~98	14
(4)小型廃棄物焼却炉 (法規制対象外)	16			8.6
2 産業分野	70	470	149	53
(1)製鋼用電気炉	31.1	229	80.3	21.2
(2)鉄鋼業焼結施設	15.2	135	35.7	14.1
(3)亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉)	3.2	47.4	5.5	0.9
(4)アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉)	10.9	31.0	17.4	8.2
(5)その他の施設	9.8	27.3	10.3	8.7
3 その他	0.2	1.2	0.6	0.1
合計	176	7,676~8,129	368~393	134

注1：平成9年及び15年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF（1998）を、平成24年の排出量及び削減目標量は可能な範囲でWHO-TEF（2006）を用いた値で表示した。

2：削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。

3：前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、今回から両者を区分して目標を設定することとした。

4：「3 その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び自動車排出ガスを含んでいたが、今次計画では目標設定対象から除外した（このため、過去の推計排出量にも算入していない。）。

資料：「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」（平成12年9月制定、平成24年8月変更）、
「ダイオキシン類の排出量の目録」（平成26年3月）より環境省作成

また、平成23年の廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量は平成9年から約99%減少しました。これは、規制強化や基準適合施設の整備に係る支援措置等によって、排出基準やその他の構造・維持管理基準に対応できない焼却施設の中には休・廃止する施設が多数あること、基準に適合した施設の新設整備が進められていることが背景にあるものと考えられます。なお、ダイオキシン法に基づいて定められた大気環境基準の平成24年度の達成率は100%であり、すべての地点で環境基準を達成しています。

(8) その他の有害廃棄物対策

感染性廃棄物については「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を平成24年5月に改訂し、周知を行っています。また、水銀や残留性有機汚染物質（POPs）等の有害特性を有する化学物質を含む廃棄物について、国際的動向に対応し、適切な処理方策について検討を進め、平成22年9月にPFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を取りまとめ平成23年3月に改訂し、周知を行いました。

さらに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき排出されるものうち、放射線防護の安全上問題がないクリアランスレベル以下の廃棄物について、情報管理システムを稼働させ、トレーサビリティの確保に努めています。

(9) 有害廃棄物の越境移動

有害廃棄物の越境移動に起因する環境汚染等の問題に対処するために採択された「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下「バーゼル条約」という。締約国は平成26年1月現在179か国及びEU）を受け、我が国は特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）を制定し、また国内処理が原則となっている廃棄物についても、

廃棄物処理法により輸出入規制を行い、これらの法律により有害廃棄物等の輸出入の厳正な管理を行っています。平成25年のバーゼル法に基づく輸出入の状況は表3-1-7のとおりです（廃棄物の輸出入については第2節を参照）。

近年は、経済活動のグローバル化やアジア各国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、リサイクルを目的とした循環資源の国際移動も活発化しています。こうした中で、廃棄物等の不適正な輸出入が懸念されることから、これを未然に防止するために国内の関係機関や各国の政府機関と連携して対策を講じています（各国政府機関との連携については第4節を参照）。

国内においては、関係省庁と連携し、有害廃棄物等の輸出入に係る事前相談や立入検査などの現場対応、輸出入事業者等を対象としたバーゼル法等に関する説明会の開催（平成25年度は全国11か所）、税関との意見交換会、各国の輸出入規制情報のウェブサイトへの掲載等を行っています。また、昨年引き続き、平成25年10月には、「リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進月間」の活動の一環として、税関の協力の下、地方環境事務所において有害廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を行いました。

また、部品、金属等の有用資源を抜き取ることを目的として、中古利用目的であると偽装して使用済家電製品等が輸出される例が指摘されていることから、中古利用目的の輸出であることを客観的に判断できる基準を明確化し、中古利用目的であることの証明を容易にすることを目的として「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」を平成26年4月1日から適用しました。また、雑品スクラップに混入した使用済小型電子機器等に関する対策として、有害特性分析手法の検討を開始しました。

また、途上国では適正処理が困難であるものの、我が国では処理可能な自社等の国外廃棄物を、対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理する取組を推進するため、国内において処理することにつき相当の理由があると認められる場合に限り、国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者も、廃棄物を輸入できるようになっています。

表3-1-7 バーゼル法に基づく輸出入の状況（平成25年）

	重量 (t)	相手国・地域	品目	輸出入の目的
輸出	200,307 (120,466)	韓国 ベルギー アメリカ合衆国 シンガポール	鉛スクラップ (鉛蓄電池) 鉛・亜鉛・亜鉛銅灰 錫鉛くず 電池スクラップ 等	金属回収
輸入	32,222 (9,633)	フィリピン 香港 台湾 タイ シンガポール 等	電子部品スクラップ・ プリント 基板くず 金属（鉛、銅、亜鉛 他）・くず 金属（銅・銀他）・金属水 酸化物スラッジ 電池スクラップ (ニカド電池他) 等	金属回収 等

資料：環境省

()内は、平成24年の数値を示す。

第2節 循環型社会の形成に向けた法制度の施行状況

1 循環型社会形成推進基本法（循環型社会基本法）

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環型社会基本法」という。）が公布され、平成13年1月に施行されました。

同法では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています（図3-2-1）。

循環型社会基本法では施策の基本理念として排出者責任と拡大生産者責任という2つの考え方を定めてい

ます。

(1) 排出者責任

排出者責任とは、廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つです。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物の処理を自ら行うこと等が挙げられます。

廃棄物の処理に伴う環境への負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物の処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられます。この考え方の根本は、いわゆる汚染者負担の原則にあります。

この排出者責任の考え方については、今後とも、その徹底を図らなければなりません。また、国民も排出者としての責務を免れるものではなく、その役割を積極的に果たしていく必要があります。

(2) 拡大生産者責任

拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）とは、生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。そうすることで、生産者に対して、廃棄されにくい、又はリユースやリサイクルがしやすい製品を開発・生産するようにインセンティブを与えようというものです。廃棄物等の量が多く、しかも、それらのリユースやリサイクルが難しいことが問題になっている今日、拡大生産者責任はそれらを克服するために重要な考え方の一つとなっています。

(3) 循環型社会形成推進基本計画（循環型社会基本計画）

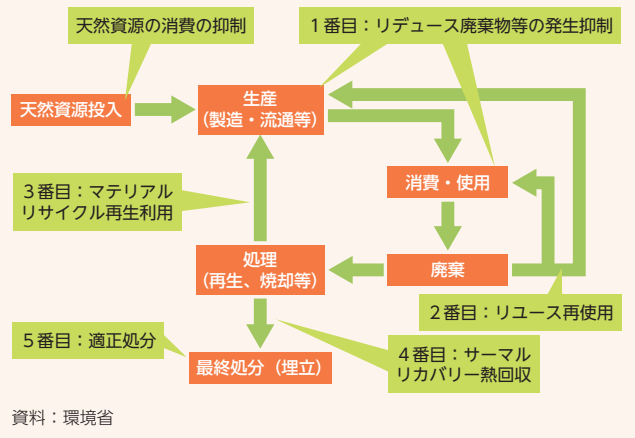
循環型社会基本法では、政府において、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会基本計画を策定することを規定しています。

循環型社会基本計画は、循環型社会の形成に関する政策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとなるものであり、循環型社会のあるべき姿についてのイメージを示し、循環型社会形成のための数値目標を設定するとともに、国及びその他の主体の取組の方向性を示します。

平成25年5月に閣議決定した第3次の循環型社会基本計画では、循環型社会の形成のためには、国民、事業者、NPO/NGO、大学、地方公共団体、国等のすべての主体の知識や知恵を最大限に活用し、相互に連携・協働して問題の解決に向けて取り組むことが必要であるとしています。

また、循環型社会基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、循環型社会基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じその後の政策の方向性について政府に報告することとされています。

図 3-2-1 循環型社会の姿



2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

(1) 廃棄物処理における総合的な取組

平成13年5月に環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」とする。）を決定し公表しています。その中では、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とすること等を定めています。平成22年12月に改正した基本方針では、平成27年度において一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量をそれぞれ平成19年度に対し約22%、約12%削減することとしています。

また、平成15年6月の廃棄物処理法の改正では、廃棄物処理施設整備計画の策定に関する条文が追加され、これに伴い廃棄物処理施設整備緊急措置法は廃止されました。廃棄物処理施設整備計画は、政府における社会資本整備のあり方の見直しの議論を踏まえ、計画の内容を「事業の量」から「達成される成果」に変更して、平成15年10月に閣議決定しました。さらに、平成25年5月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画では、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める方向性を示しました。

廃棄物の3Rを推進するための目標を設定し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を平成17年度に創設し、廃棄物の発生抑制・循環的利用・適正処理を促進するため、熱回収施設、高効率原燃料回収施設、汚泥再生処理センター、最終処分場、リサイクルセンター等の一般廃棄物処理施設の整備を図っています。平成25年度においては、この交付金を活用するための地域計画が71件策定されました。

また、東日本大震災における被災地の復旧・復興のため、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うために必要な一般廃棄物処理施設の緊急整備に対して支援を行いました。

平成12年6月の廃棄物処理法の改正において、廃棄物処理センター制度の一層の活用を図ることを目的に、廃棄物処理センターの指定要件の緩和を行い、さらに民間を含め優良な処理施設の整備を支援するため、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）に基づく特定施設の認定を行っています。平成25年度末では、廃棄物処理センターとして17法人が指定されています。また、平成12年度に創設された産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業に対する補助制度により、公共が関与して行う産業廃棄物処理施設の一層の整備促進を図りました。平成25年度は管理型最終処分場を整備する4事業に対して補助を行いました。

最終処分場の確保が特に困難となっている大都市圏のうち、近畿圏においては、大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域処理場整備の促進及び埋立ての円滑な実施を図りました。

また、ソフト面の施策として、市町村が実施する分別収集等ごみの減量化・再生利用に資する施策への支援を実施しました。

廃棄物処理法により、国内処理の原則の下、廃棄物の輸出の場合の環境大臣の確認、廃棄物の輸入の場合の環境大臣の許可等、廃棄物の輸出入についても必要な規制が行われています。平成25年に廃棄物処理法に基づき行われた輸出確認は38件、輸入許可は11件でした（有害廃棄物の越境移動については第1節を参照）。

さらに、排出事業者が優良な処理業者を選択できる条件を整備し、産業廃棄物処理業の優良化を推進するための事業を行っています。具体的には、優良産廃処理業者認定制度により、平成25年度末現在、認定許可件数4,956件、認定事業者数で713事業者が都道府県知事等により優良認定を受けています。

さらに、電子マニフェストについては、事務処理の効率化、コンプライアンスの向上、偽造の防止などの多くのメリットがあることから、平成25年10月に「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定し、その普及・促進に向けて計画的・総合的に取り組んでいます（平成25年度末の普及率32%）。

(2) 廃棄物処理法による3Rの推進

平成9年に改正された廃棄物処理法に基づき、一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることを環境大臣が認定し、認定を受けた者については業及び施設設置の許可を不要とする制度（再生利用認定制度）を設けました。これに基づき、平成25年度末現在、一般廃棄物では56件、産業廃棄物では41件の認定を受けています。

また、平成15年に改正された廃棄物処理法に基づき、広域的に行うことによって、廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資するとして環境大臣の認定を受けた者について、業の許可を不要とする制度（広域認定制度）を設け、製造事業者等による自主回収及び再生利用を促進しています。平成25年度末までに、一般廃棄物では92件、産業廃棄物では238件の広域認定を行いました。

3 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

平成13年4月に施行された資源有効利用促進法では、[1] 副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種（特定省資源業種：鉄鋼業、紙・パルプ製造業等）、[2] 再生資源・再生部品を利用すべき業種（特定再利用業種：紙製造業、ガラス容器製造業等）、[3] 原材料等の合理化等を行うべき製品（指定省資源化製品：自動車、家電製品等）、[4] 再生資源又は再生部品の利用の促進を行うべき製品（指定再利用促進製品：自動車、家電製品等）、[5] 分別回収を促進するための表示を行うべき製品（指定表示製品：プラスチック製容器包装、紙製容器包装等）、[6] 自主回収・再資源化を行うべき製品（指定再資源化製品：パソコン、小形二次電池）、[7] 再生資源として利用することを促進すべき副産物（指定副産物：電気業の石炭灰等）を指定し、それぞれに係る事業者には一定の義務付けを行い、事業者の自主的な取組の促進を図っています。

また、平成20年1月に、産業構造審議会環境部会廃棄物処理・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループにおいて、今後の循環型社会の構築に向けた新たな3R政策のビジョンが提言されたことを受け、各種資源投入量のさらなる低減施策に取り組んでいます。

まず、製品のサプライチェーン全体の資源投入量低減を図るため、平成20年度は20件、平成21年度は30件、平成22年度は8件のサプライチェーンを構成する企業チームを選定し、マテリアルフローコスト会計や環境配慮設計を通じた省資源型ものづくりの優良事例創出を図りました。

4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

環境省では、容器包装廃棄物の3Rの中でも、特に2R（リデュース、リユース）に重点を置き、取組を推進してきました。例えば、容器包装リサイクル法に基づき委嘱した容器包装廃棄物排出抑制推進員（愛称：3R推進マスター）による消費者等への普及啓発のほか、使い捨て飲料容器の削減を目指した「マイボトル・マイカップキャンペーン」を平成22年6月から実施し、地方公共団体や各種団体、企業と連携のもと、イベントでの普及活動等を行っています。また、平成22年度から「我が国におけるびんリユースシステムの在り方に関する検討会」を立ち上げ、びんリユースシステムの維持・拡大を図るための方策について検討を進めています。

平成26年度グリーン購入法基本方針においては、新たな特定調達品目として「会議運営」が追加され、会議で提供される飲料容器についてリターナブル容器の使用を「配慮事項」として決めました。

他リサイクル分野においても、ペットボトルの国内循環を推進するための調査や、プラスチック製容器包

装の材料リサイクル手法による再商品化製品の品質向上のための調査等、3Rの取組に資する制度構築に向けた検討を行いました。

平成25年4月に前回の改正法施行から5年が経過したことを受け、同年9月から、産業構造審議会及び中央環境審議会において改正法附則に基づく制度の点検作業を行っています。

5 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

現在、家電リサイクル法の対象となる廃家電4品目（家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を製造業者等が引き取る指定引取場所は369か所で設置されており、引き取った廃家電4品目のリサイクルプラントは全国49か所で稼働しています。これらのリサイクルプラントにおいては、鉄、アルミニウム、銅、ガラス、プリント基板に使用されている貴金属等が回収されるほか、家庭用エアコン、冷蔵庫・冷凍庫及び電気洗濯機に冷媒として使用されているフロン類と冷蔵庫・冷凍庫の断熱材に含まれているフロン類も回収されています。

廃家電4品目の指定引取場所における引取台数やリサイクルプラントにおける再商品化率等は第1節1(3)ウのとおりであり、製造業者等による再商品化率は4品目とも法定の基準を上回っています。

近年、一般家庭や中小の事務所から排出される使用済みとなった家電製品等の収集、運搬等を行う「不用品回収業者」が増加しています。

これらの不用品回収業者が廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可や市町村の委託等を受けていない場合には、使用済家電製品を回収する行為は廃棄物処理法に抵触する違法なものと考えられます。

このような現状にかんがみ、不適正な処理ルートへの取締まりを強化するため、平成24年3月19日、環境省から地方自治体宛てに不用品回収業者が取り扱う使用済み家電製品について通知（「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」）を発出しました。この通知によって、中古品として市場価値のないものや、中古品としての扱いがなされていないものについては金銭の授受に関係なく「廃棄物」であるということが明確化されました。また、不用品回収業者、ヤード業者や輸出業者がテレビやエアコンなどをフロン回収や飛散流出措置をとらずに分解・破壊をしていた場合は、廃棄物を扱っていると判断されることが明確化されました。

平成25年5月から、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において平成20年2月に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に基づく制度の評価・検討を行っています。

6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

建設リサイクルを取り巻く諸課題に対応するため、平成20年4月に「建設リサイクル推進計画2008」を策定し、引き続き本計画に基づく施策を実施しました。また、「建設リサイクル推進計画2008」の目標達成状況及び次期建設リサイクル推進計画策定のための基礎情報を把握するため、平成24年度建設副産物実態調査を実施しました。

7 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

平成24年度における食品循環資源の再生利用等の実施率は、食品産業全体では85%となっていますが、業態別では、食品製造業が95%、食品卸売業が58%、食品小売業が45%、外食産業が24%と格差が見られます。

平成19年12月に施行された食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律に基づき、関係者が連携して取り組む再生利用事業計画（いわゆる食品リサイクルループ）の認定など、食品リサ

イクル法第3条第1項の規定に基づく基本方針に示された、食品関連事業者における食品循環資源の再生利用等の実施率目標の達成に向けた取組を推進しています。

また、24年4月に暫定的に設定をした食品廃棄物等の発生抑制の目標値に関して、26年4月からの本格実施を行うため、業種の追加等を行い、26業種について発生抑制の目標値を設定し、消費者を巻き込みながら、返品などの商慣習の改善をフードチェーン全体で話し合う取組を進めています。

平成25年3月から、平成24年12月に前回の改正法施行から5年が経過したことを受け、中央環境審議会、食料・農業・農村政策審議会の合同会合において改正法附則に基づく制度の評価・検討を行っています。

8 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

(1) 施行状況

平成17年1月から自動車リサイクル法が本格施行され、関連事業者については引取業が約4万4,000者、フロン類回収業が約1万3,000者、解体業が約6,000者、破碎業が約1,200者それぞれ都道府県等の登録又は許可を取得しています。

これらの事業者が適正に再資源化等に必要な行為を行っているかどうかについて、都道府県等に依頼して全国一斉に立入検査を実施し、平成25年12月にその結果を取りまとめて公表しました。

また、自動車製造業者等は、シュレッダーダスト、エアバッグ類及びフロン類を引き取り、シュレッダーダスト及びエアバッグ類については達成すべき基準に従った再資源化を、フロン類については破壊を実施する義務がありますが、平成24年度は、各社ともに基準を大きく上回る再資源化を達成しました。

(2) 使用済自動車の循環的な利用の高度化支援

本格施行から5年後にあたる平成22年1月に取りまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に基づき、使用済自動車の循環的な利用の高度化に資する民間事業者による取組への支援事業、Car to Carの実現を目指した鉄スクラップの高度利用化に関する実証事業を実施しました。

9 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律は、平成25年4月1日に施行されました。

本法律は、再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができ、認定を受けた者（認定事業者）又はその委託を受けた者が再資源化に必要な行為を行うときは、市町村等による廃棄物処理法の業の許可を不要とする措置を講じるものです。平成25年度は35の再資源化事業者が認定されました。本制度により、使用済小型電子機器等の収集及びレアメタルを含む有用金属の回収が促進されていきます。

10 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）

農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用の促進を図り、国産バイオ燃料の生産拡大を推進するため、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）が平成20年10月に施行されました。

本法は、農林漁業者やバイオ燃料製造業者が連携して原料生産からバイオ燃料（エタノール、木質ペレッ

ト等) 製造までを行う「生産製造連携事業」及びバイオ燃料の製造の高度化等に向けた研究開発を行う「研究開発事業」に係る計画を国が認定し、新設したバイオ燃料製造施設に係る固定資産税の軽減、農林漁業者に対する改良資金等の償還期間の延長等の支援措置を実施するものです。

平成26年3月現在で、本法に基づく「生産製造連携事業」に係る計画について15件の認定を実施しました。

11 バイオマス活用推進基本法

バイオマス(動植物に由来する有機物である資源(化石資源を除く))の活用の推進に関し、基本理念を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、それにより持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とした、バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)が平成21年9月に施行されました。また、同法に基づき平成22年12月には、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等を定める「バイオマス活用推進基本計画」が策定されました。この計画では、2020年までに国が達成する目標として、[1]炭素量換算で年間約2,600万tのバイオマスを活用すること、[2]600市町村において市町村バイオマス活用推進計画を策定すること、[3]バイオマスを活用する約5,000億円規模の新産業を創出すること等が掲げられています。市町村バイオマス活用推進計画等の策定を推進するため、「市町村バイオマス活用推進計画作成の手引き」を24年9月に作成しました。さらに、同月には、技術とバイオマスの選択と集中による事業化を重点的に推進するため、「バイオマス事業化戦略」を策定しました。

12 国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)

(1) 法に基づく国・地方公共団体の取組推進

環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、国等の各機関は、平成24年度の調達方針の公表等を行い、これにしたがって調達を実施しました。

基本方針に定められる特定調達品目及びその判断の基準等については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しをすることとしており、平成25年2月に、一部の役務契約において、店舗において取り扱う商品については、再利用のために容器包装の返却・回収が可能ものであること等を配慮事項に含めること等を内容とする基本方針の変更を行いました。

(2) 幅広い主体による環境物品等の購入の推進

グリーン購入セミナーなどを通して、廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル可能な製品など、環境への負荷の少ない製品の優先的な購入の普及啓発を行いました。また、環境表示の適切な情報提供に関する取組を促進するため、事業者が、適切な情報提供を行うための方法等を取りまとめた「環境表示ガイドライン」を見直しました。

13 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)

昭和43年に発生したカネミ油症事件によりPCBの人体に対する毒性が明らかとなり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)が昭和48年10月に制定され、PCBの製造・輸入・使用が事実上禁止となりました。しかし、廃棄物となった電気機器等については、処理施設建設候補地の地方公共団体や周辺住民の理解が得られないなどの理由で処理体制の構築がされず、長期にわたり、

PCB廃棄物の保管が続いてきました。また、平成13年5月に採択された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）では、PCBの平成37年までの使用の全廃、平成40年までの廃棄物の適正な管理が定められています。このような状況の中、PCBによる環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成13年6月にPCB特措法の制定等が行われました。これにより、国は、PCB廃棄物処理基金の創設や日本環境安全事業株式会社による拠点的な処理施設整備の推進など、PCB廃棄物の処理体制の構築に向けた施策を実施することとなりました。保管事業者は、当初平成28年までにPCB廃棄物の処理を行うことが義務付けられましたが、法施行後に微量PCB汚染廃電気機器等の存在が明らかになるなど当初設定された期間内の処理完了が困難な状況にあることから、平成24年12月に処分の期間が平成39年3月31日まで延長されました。

14 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号。以下「産廃特措法」という。）については、平成24年度の法改正により、同法の有効期限が24年度末から34年度末まで延長されています。平成9年の改正廃棄物処理法の施行以前の不法投棄等が原因で生活環境に支障等が出ている事案について、都道府県等が産廃特措法に基づき実施する特定支障除去等事業が着実に進むよう支援しています。

15 浄化槽法

昭和60年10月に施行された浄化槽法では、公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、これを通じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。また、浄化槽の製造、設置、管理にわたる一連の過程を一元的にとらえて規制を強化し、同時に、設置、管理の業務に携わる者の身分資格を定めています。

同法では、各家庭などにおいて浄化槽の適切な維持管理が行われているかどうかを確認するための検査を行うことになっています。平成24年度実績の同法第7条に基づき実施する水質検査の受検率は91.0%であり、平成23年度に比べて0.6ポイント減少しました。また、同法第11条に基づく浄化槽の定期検査の受検率は33.4%（合併処理浄化槽のみでは53.0%）であり、平成23年度に比べて1.6ポイント（合併処理浄化槽のみでは1.1ポイント）増加しました。

第3節 循環型社会を形成する基盤整備

1 「質」にも着目した循環型社会の形成

(1) 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築

市町村が収集する粗大ごみ等の1~2割程度が中古品として利用可能といわれています。また市町村において使用済製品等のリユースを促進するためには、市町村の人員等の体制や保管場所、知見の不足等について対応が必要であるとの指摘もあります。このため、環境省では平成23年度から市町村、リユース事業者やNPO等と連携し、使用済製品等のリユースを進めるモデル事業を実施しています。また、各種2R（リデュース・リユース）に取り組んでいる事業者の情報を収集し事例集を作成しました。

(2) 使用済製品からの有用金属の回収

廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図ることが求められているなか、小型家電等が使用済みとなった場合には、鉄やアルミニウム等の一部の金属を除く金や銅などの金属は大部分が廃棄物としてリサイクルされずに市町村により埋立て処分されています。こうした背景を踏まえ、小型家電リサイクル法が平成25年4月から施行されました。

環境省では平成24年度から小形電子機器等のリサイクルシステムの構築を目的とした実証事業を行っており、平成24年度は43市町村が、平成25年度は161市町村が実証事業に参加しました。

(3) 水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進

これまで進んできたリサイクルの量に着目した取組に加えて、素材の性質に応じてリサイクルの質を向上させ、使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造する水平リサイクルが広く行われるようになれば、持続可能な資源活用の一層の推進につながります。また、分別した循環資源が最終的にどのように活用されているのか、消費者にしっかりと情報提供を行っていくことも、消費者の取組を一層促す上で重要です。これらを踏まえ、社会的費用の減少や地球温暖化対策とのバランスも考慮しつつ、水平リサイクルなどの高度で高付加価値なりサイクルを社会に定着させることが重要です。

環境省では、プラスチック製容器包装については、材料リサイクル手法により製造されるプラスチックの品質向上を図るために、日用品等の試作品製造による品質条件調査を実施しました。また、ペットボトルのボトルtoボトルなど高度なりサイクルをより推進するために、スーパーマーケット等の店頭回収による高品質な廃ペットボトルの効率的な回収を目的とした実証事業を実施しました。使用済自動車については、回収される鉄スクラップを原料として再び自動車用高級鋼板を製造するCar to Carの実現を目指した実証事業を実施しました。

(4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの推進

有害物質を含む廃棄物の適正処理の確保のため、廃棄物処理法に基づき、特別管理廃棄物及びこの処理基準が定められています。平成25年6月に、1,4-ジオキサン等の特別管理産業廃棄物への追加、特別な処理基準の設定等を内容とした関係政省令・告示が施行されました。

(5) 災害時の廃棄物処理システムの強化

東日本大震災をはるかに上回る規模の巨大地震（南海トラフ巨大地震や首都直下地震）においては、東日本大震災をはるかに上回る量の災害廃棄物が発生すると予測されるだけでなく、南海トラフ巨大地震では広範囲に渡って津波被害がもたらされ、首都直下地震では首都機能が麻痺すると考えられており、既存の廃棄物処理システムによる対応だけでは、災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理することが困難であると考えられます。

このため、環境省では、平成25年10月「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」を開催し、巨大災害発生に備えて、巨大災害発生時の災害廃棄物の発生量の推計、既存の廃棄物処理施設における処理可能量の推計を踏まえ、廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進め、平成26年3月31日に、中間とりまとめ「巨大地震発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」を公表しました。

2 低炭素社会・自然共生社会づくりとの統合的取組

廃棄物の焼却や埋立てに伴う温室効果ガスの削減を図る観点からも、その発生量の抑制を図ります。

具体的には、廃棄物等の発生抑制・再使用・再生利用の推進によって廃棄物焼却量や直接埋立量の抑制を図ります。また、化石燃料の使用量の抑制を図るため、廃棄物発電施設や、有機性廃棄物からのメタン回収を高い効率で行う施設に対し補助するなど、廃棄物の焼却に伴って生じる排熱を有効に活用する廃棄物発電・熱利用やバイオマスエネルギーの活用を推進していきます。木くずなど有機性廃棄物の最終処分場への直接埋立については、温暖化効果の高いメタンを発生することから、原則として行わないこととし、地域の特性に応じて、適切に再生利用等を行っていく必要があります。

また、循環型社会の形成等の観点を踏まえ、加工時のエネルギー消費量が少なく、再生産可能な資源としての特性を有する木材の利用を推進していきます。

3 地域循環圏の高度化

地域における資源循環型経済社会の構築を目的に、環境省及び経済産業省が連携して実施している「エコタウン事業」に対して、既存施設や基盤を最大限活用することで、エコタウンの環境保全効果や地域活性化効果を増大させる方策を検討するとともに、事業運営に資する情報提供や、情報交換の場の設定などの支援を行いました。また、平成24年度に策定したガイドラインを活用したモデル事業を実施し2月に成果報告会を行いました。

4 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用

主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を推し進めるため、廃棄物熱回収施設設置者認定制度を活用するとともに、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業により、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備を支援しました。

下水道事業において発生する汚泥は、近年は減少傾向にあるものの、産業廃棄物の総発生量の約19%を占めており、下水汚泥を受け入れている最終処分場の残余年数が依然として非常に厳しい状況にあることから、今後さらなる汚泥の減量化、再生利用に加え、地球温暖化対策の推進も踏まえたエネルギー利用が必要となっています。このような状況を踏まえ、下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進、下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発などに取り組んでいきます。

バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標等を定めた「バイオマス活用推進基本計画」(平成22年12月閣議決定)に基づき、以下の取組を実施しました。

国産バイオ燃料の本格的な生産に向け、原料供給から製造、流通まで一体となった取組のほか、食料・飼料供給と両立できる稲わら等のソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用までの技術を確認する取組を実施しました。

地産地消によるバイオ燃料等の生産を進め、農山漁村における新産業の創出に向け、草本、木質、微細藻類からバイオ燃料等を製造する技術開発等を推進しました。

なお、平成24年2月には、バイオマス利用技術の到達レベルの横断的な評価と事業化に向けた戦略の検討を行うため、バイオマス関係7府省合同の「バイオマス事業化戦略検討チーム」を設置しました。

このほか、水産系副産物である貝殻の再資源化により資源の循環的利用を推進しました。

また、農業集落排水事業においては、処理過程で発生する汚泥について、コンポスト化や建設資材利用等によるリサイクルを推進するとともに、地域の実情に応じて余剰汚泥の減容化を進めました。

5 循環産業の育成

(1) 廃棄物等の有効利用を図る優良事業者の育成

優良な産業廃棄物処理業者の育成を図り、「悪貨が良貨を駆逐しない」環境整備に取り組んでいます。平成25年2月5日からは、産業廃棄物の処理に係る契約が、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）の対象契約となり、国などの公的機関は、優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定業者を積極的に評価し、価格だけでなく環境負荷も考慮した契約を推進しています。また、優良な産業廃棄物処理業者の積極的な情報発信等の支援策の充実を図っています。

さらに、平成25年度税制改正において、廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮の措置を講じました。

国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の促進を進めています。同法に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に定められる特定調達品目（重点的に調達を推進する調達物品等の種類）及びその判断の基準等については、適宜見直しを行っていくこととしており、平成25年度には、新たに、会議運営の品目を役務に追加するとともに、「紙類」、「照明」等に関する判断の基準の拡充を図るなど、1品目の追加、35品目の基準等の見直しを行いました。

また、地方公共団体のグリーン購入の取組を促進するため策定したグリーン購入取組ガイドラインについて普及を行っています。

(2) 廃棄物発電設備など廃棄物処理・リサイクル施設の整備推進

廃棄物の3Rを推進するための目標を設定し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を活用し、地域における循環型社会づくりのための社会資本整備を加速させます。

浄化槽については、単独処理浄化槽の撤去費用に対して助成を行うことで、引き続き単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進しました。また、温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野におけるCO₂削減対策の促進を図るため、低炭素社会対応型浄化槽の整備を推進しました。

(3) 静脈物流システムの構築

廃棄物や再生資源・製品の輸送については、リサイクル対象品目の増加、再生利用率の向上などによって、輸送の大量化・中長距離化が進むことが予想されます。また、大都市圏における廃棄物・リサイクル施設の集中立地や拠点形成により、拠点間の相互連携によるリサイクル等の廃棄物処理に的確に対応した物流システムの整備が必要となってきます。

平成25年6月に閣議決定された「総合物流施策大綱（2013-2017）」においても、資源の有効活用を促進するための静脈物流拠点を整備し、関連する制度の改善等を行うとされています。

循環型社会の実現を図るため、広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流の拠点となる港湾を「総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）」（全国22港）に指定し、官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援策を講じています。

6 廃棄物の適正な処理

(1) 不法投棄・不適正処理対策

ア 不法投棄等の未然防止・拡大防止対策

廃棄物処理法の厳格な適用を図るとともに、平成19年度から毎年度5月30日から6月5日までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国と都道府県等とが連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施しました。また、不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインの運用をするとともに、産業廃棄物の実務や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等の現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等の助言等を行い、都道府県等の取組を支援しました。

イ 使用済FRP船の再資源化の推進

FRP（繊維強化プラスチック）船については、平成17年11月から国土交通省が確立したリサイクル技術を踏まえ、社団法人日本舟艇工業会（現 一般社団法人日本マリン事業協会）が廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用して「FRP船リサイクルシステム」の段階的な構築及び運用に取り組んでいるため、同システムの普及啓発及び事業評価などによる支援及び協力を実施しました。平成20年度には、全国において同システムの本格運用を開始し、平成24年度は581隻のFRP船をリサイクル処理しました。

(2) 最終処分場の確保等

近畿圏においては、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づき大阪湾フェニックス計画が推進されており、尼崎沖処分場、泉大津沖処分場、神戸沖処分場、平成21年10月からは大阪沖処分場において近畿2府4県内の168市町村（平成26年4月1日現在）から排出される廃棄物を受け入れています。

港湾における廃棄物処理対策として、平成25年度は、18港において廃棄物埋立護岸の整備に対する補助を実施しました。また、建設資源のリサイクルを促進するため、首都圏の建設発生土を全国の港湾建設資源として広域的に有効活用するプロジェクト（いわゆるスーパーフェニックス計画）を平成6年度に開始し、平成25年度は小名浜港及び相馬港において建設発生土の受入れを実施しました。

7 環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発

(1) 環境教育等の推進

学校における環境教育の推進を図るため、環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）協力校の指定を行いました。環境省としては、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を取り入れた環境教育を推進しており、「人材育成事業」において学校を中心にESDを実証する場づくりを行うとともに、「環境教育リーダー研修」の継続実施など、環境教育を担当する教員等の資質能力の向上に取り組まれました。

(2) 3Rに関する情報共有と普及啓発

インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-Style」（PC版）「<http://www.re-style.env.go.jp/>」、（携帯版）「<http://www.re-style.env.go.jp/k/>」を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向

けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図っています。

経済産業省では、生活者が自ら積極的に3Rに取り組むことを分かりやすい形で促進するため、子供から大人まで対象にした普及啓発用DVD「レッツゴー3R」等の貸出等を実施しました。また、3R教育に資する資料等の設置や貸出を実施するとともに、企業・団体等が行っている3R教育に役立つ取組を紹介した取組事例集を広く配布しました。

8 その他

(1) 財政措置等

循環型社会基本法では、政府は、循環型社会の形成に関する施策を実施するために必要な財政上の措置等を講じることとしています。国の各府省の予算のうち、循環型社会の形成を推進するための経費は、平成25年度当初予算額で約3,093億2,255万円となっています。

(2) 経済的手法の活用

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）によって、課税自主権を尊重する観点から法定外目的税の制度が創設されたことなどを受け、廃棄物に関する税の導入を検討する動きが各地で見られます。

環境省の調査によると、平成24年12月現在、47都道府県中27道府県（三重、鳥取、岡山、広島、青森、岩手、秋田、滋賀、奈良、山口、新潟、宮城、京都、島根、福岡、佐賀、長崎、大分、鹿児島、宮崎、熊本、福島、愛知、沖縄、北海道、山形、愛媛）及び政令市64市中1市（北九州）において、産業廃棄物に係る法定外目的税の条例が制定されています。

(3) 調査の実施・科学技術の振興

環境研究総合推進費は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（中央環境審議会答申）に沿った競争的資金の活用により、平成25年度は72件の循環型社会形成推進研究事業（以下「研究事業」という。）及び9件の次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業（以下「次世代事業」という。）を実施しました。

研究事業については、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成推進に関する行政施策の推進及び技術水準の向上が期待される研究を実施し、次世代事業については、循環型社会の形成推進に関するもので、本事業として実施することにより実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れた技術の開発を推進しました。

また、「廃棄物バイオマスのエネルギー利活用促進のための研究」、「国際3R対応の有用物質循環・有害物質適正管理技術や手法の開発」、「廃棄物焼却等によって得られた電力利用及び熱利用の効率化に向けた研究」、「使用済電気電子機器からの有用金属の効果的な回収技術の開発」を優先テーマとして社会的・政策的必要性に応じた循環型社会形成推進に係る研究を推進しました。

さらに、「災害廃棄物の迅速・円滑な処理を目指した処理技術・システムの研究」を復興特別テーマとし、東日本大震災で生じた災害廃棄物の1日も早い処理を進めるための研究を実施しました。

また、地産地消によるバイオ燃料等の生産を進め、農山漁村における新産業の創出に向け、草本、木質、微細藻類からバイオ燃料等を製造する技術開発等を推進しました。

リサイクルをはじめとする省・脱レアアース・レアメタルの取組として、経済産業省では、平成19年度より実施している「希少金属代替材料開発プロジェクト」において、希少金属を豊富に存在する資源に代替、または使用量を大幅に削減する技術開発を実施したほか、平成24年度に引き続き、使用済自動車や使

用済エアコン等のモーターに使用されているレアアース磁石の回収及び磁石の再利用を効率化する技術開発及び使用済製品中のレアアース磁石の市中リサイクルシステム構築に向けた支援を行いました。

また、文部科学省は太陽光で水を分解して水素を得る光触媒の開発や、セルロースなど植物の非可食部位を分解し糖に変換する固体酸触媒の開発を進めています。さらに、経済産業省では、環境制約、資源制約克服を目指し、使用済製品の大規模・高効率回収、再資源化を推進するため、使用済超硬工具からのタングステンリサイクルを促進するための技術開発・システム実証や、次世代自動車用使用済リチウムイオン電池からのコバルトリサイクルを促進するための技術開発等を助成しました。

独立行政法人国立環境研究所においては、第3期中期計画（計画期間：平成23年度から27年度）に掲げられた重点研究プログラムの一つである「循環型社会研究プログラム」等の着実な実施を図りました。特に東日本大震災に継続的に対応して、災害廃棄物及び放射性物質に汚染された廃棄物等に関する調査研究を実施しました。

(4) エコタウン事業の推進

地域における資源循環型経済社会の構築を目的に、環境省及び経済産業省が連携して実施している「エコタウン事業」に対して、既存施設や基盤を最大限活用することで、エコタウンの環境保全効果や地域活性化効果を増大させる方策を検討するとともに、事業運営に資する情報提供や、情報交換の場の設定などの支援を行いました。

(5) 農業用使用済プラスチック等農業生産資材廃棄物の適正な処理

農業用使用済プラスチック等農業生産資材廃棄物の適正な処理を推進するため、全国段階において、不法投棄や野焼き等の撲滅を図るための啓発、排出量を削減するための生分解性プラスチックフィルム等導入技術実証、普及啓発等を行うとともに、都道府県・市町村段階において、関係者の協力体制の確立、処理・減量化計画の策定等を行いました。

(6) エアゾール缶等の適正処理

消費者が使用し、ごみとして廃棄されたエアゾール缶については、中身が残ったまま廃棄されることが原因となって、市町村でのごみ収集時の収集車両の火災事故の発生等を招いています。このようなことから、エアゾール製品関連業界は充填物を容易に排出できる装置が装着された製品への転換を進める一方、市町村とエアゾール製品関連業界が協力して、消費者に対し、そうした装置を利用して中身を使い切った上でごみとして廃棄するよう周知する等の取組を行いました。

また、消費生活用製品安全法施行令の一部改正により、安全対策を施したライター以外は販売できなくなりました。このため、ガスが残存するライターが従前より多量に廃棄される事態を想定し、関係省庁等が連携して、ライター使用の注意喚起及び家庭内で不要となった使い捨てライターを自治体のルールに沿って正しく廃棄するよう周知する等の取組を行いました。

(7) 標準化の推進

我が国の標準化機関である日本工業標準調査会（JISC）は平成14年4月に策定した「環境JISの策定促進のアクションプログラム」に基づき、環境JISの整備に取り組んでいます。平成24年度は、環境関連法令等の中での環境JISの位置付けを確認しながら自治体・企業・消費者のグリーン購入における環境JISの活用促進に取り組みました。

(8) 使用済製品等のリユース促進事業

循環型社会基本法においてリサイクルよりも上位に位置付けられているリユースについてさまざまな取組の活性化を図るため、平成25年度も「使用済製品等のリユース促進事業研究会」を開催し、市町村とリユース業者との連携によるリユースモデル事業の実証を行い、今後のリユース推進に向けた課題や支援策等を検討しました。

第4節 国際的な循環型社会の構築

1 有害廃棄物の適正管理

有害廃棄物の輸出入等の規制を適切に実施するため、平成16年度から毎年度環境省が主宰する「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」の活動を開始し、アジア各国のバーゼル条約担当官と税関職員、関係国際機関との対話促進や連携強化のための取組を行いました。さらに、アジア太平洋地域のE-waste及びコンピュータ機器廃棄物の環境上適正な管理、有害廃棄物等の環境上適正な管理に関するフレームワークの策定等、バーゼル条約の下で進められるプロジェクトについて、財政的・技術的支援を行いました。

2 「アジア太平洋3R推進フォーラム」等を活用した3Rの国際的推進

平成20年5月に、神戸でG8環境大臣会合が開催され、今後G8各国が3Rの一層の推進に向けて取り組む具体的な行動が列挙された「神戸3R行動計画」が合意されました。当該計画は、同年7月に北海道洞爺湖で開催されたG8北海道洞爺湖サミットにおいて、G8各国の首脳間でも支持されました。また、G8環境大臣会合の際には、日本として、アジア等における循環型社会の構築に向けて進めていく国際的取組を列挙した「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を発表しました。

平成23年5月にドーヴィル（フランス）で開催されたG8サミットでは、首脳宣言において「神戸3R行動計画」への支持が再確認され、同年5月にOECDが発表した神戸3R行動計画に基づく報告書「G8及びOECD諸国における資源生産性」が歓迎され、OECDがこの問題に引き続き取り組むことが奨励されました。

(1) アジア太平洋3R推進フォーラム

我が国の提唱により、アジアでの3Rの推進に向け各国政府、国際機関、援助機関、民間セクター、研究機関、NGO等を含む幅広い関係者の協力の基盤となるものとして、平成21年に「アジア3R推進フォーラム」が設立され、同フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等を進めることとなりました。我が国は平成21年の同フォーラム設立会合を東京で開催し、それ以降、同フォーラム会合を開催国政府、国連地域開発センターとともに主催してきました。

平成26年2月にインドネシア政府と共同で開催した第5回会合（インドネシア・スラバヤ）からは、アジア太平洋3R推進フォーラムと名称を変更し、「アジア太平洋における3R推進の基盤としての重層的な連携と協力枠組み」をテーマに積極的な議論が行われました。その成果として、官民連携や都市間等の協力関係の推進を記載した「スラバヤ3R宣言」を採択しました。スラバヤ3R宣言は、3Rの効果的な実行に向け

た国家間協力、北南南協力、都市間・地方自治体間協力、産業間連携、政府・非政府間連携等の推進を表明するもので、資源効率及びゼロ廃棄物社会への移行に向けたハノイ 3R 宣言（第4回会合で採択）の目的を補完するものです。

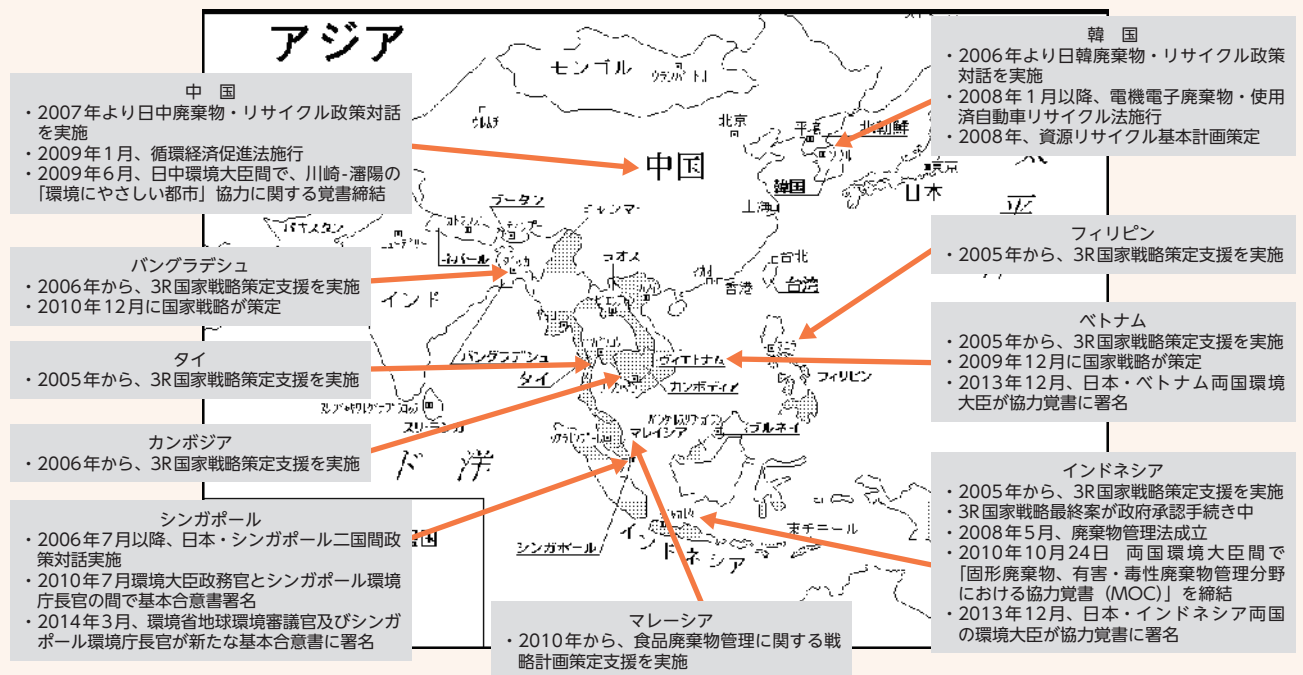
(2) 二国間協力

環境省ではアジア各国での3R国家戦略策定、法制度整備等の二国間協力を継続して実施してきました。例えば、バングラデシュ、タイ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア等に対して、国別の状況に応じた3R国家戦略の策定を支援してきました。その結果、カンボジア（2008年（平成20年））、フィリピン（2009年（平成21年））、ベトナム（2009年（平成21年））、バングラデシュ（2010年（平成22年））では国家戦略が策定され、その他の国においても策定への手続きが進められています。

また、マレーシアに対しては食品廃棄物管理に関する戦略計画の策定支援、ベトナムに対しては「統合的廃棄物国家戦略計画（本計画自体も我が国の支援により策定している。）」に含まれる実施プログラムの策定支援など、法制度整備に関する支援を実施しています。2013年（平成25年）からは、アジア3R推進フォーラム第4回会合で採択された「ハノイ3R宣言」に則り、ベトナム、インドネシア、マレーシアに適した政策目標及びそのモニタリング指標の検討を支援しています（図3-4-1）。

図3-4-1 3R・廃棄物対策に関するアジア各国との二国間協力

日本はアジア各国への3R国家戦略策定、法制度整備等の支援や政策対話を実施



(3) 国際機関との協力

平成4年の地球サミットで採択された「アジェンダ21」の実施状況を年次計画に基づいて評価していた国連持続可能な開発委員会（CSD）では、平成22年から平成23年の2年間に「廃棄物管理」がテーマの一つとして取り上げられました。CSDの議論に積極的に貢献するため、環境省は国連と共同で、平成22年3月と平成23年2月にCSD会合期間会合として「国連持続可能な廃棄物管理会議」を東京で主催しました。平成24年にリオデジャネイロで行われた国連持続可能な開発会議（リオ+20）では、成果文書「我々の望む未来」が採択され、分野別取組のなかで廃棄物や持続可能な消費と生産が取り上げられています。特に、

持続可能な消費と生産については10年取組枠組に合意され、我が国はその実施のための理事会メンバーを務めることになっています。

環境省は、国連環境計画（UNEP）が天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に平成19年に設立した「国際資源パネル」（持続可能な資源管理に関する国際パネルから名称を変更）についても、資金拠出や科学的知見の提供等の支援を行っています。平成24年11月6日から10日の間に、東京にて第11回国際資源パネル会合を開催し、各分野のテーマに関する専門家による討議のほか、同パネルの報告書等の成果を国内に普及啓発するための公開セミナーも実施しました。

また、短期的な気候変動の緩和と大気汚染の防止の双方に効果がある短期寿命気候汚染物質（SLCPs）（ブラックカーボン、メタン、HFCなど）の削減を目指し、平成24年2月に立ち上がった新しい枠組みである「短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）」のイニシアチブの一つである都市廃棄物イニシアチブにおいても、我が国はリードパートナーを務めています。平成26年2月には、インドネシア・スラバヤにおいて都市廃棄物イニシアチブのアジア地域会合を開催し、我が国が議長を務めました。

さらに、OECDの廃棄物・資源生産性作業部会（WPRPW）において進められている物質フロー及び資源生産性のプロジェクトを重視し、積極的に議論をリードしています。平成26年6月には、WPRPWのグローバルフォーラムを国内にて開催する予定です。

3 廃棄物・リサイクルに関する我が国循環産業の国際展開の支援

(1) 循環産業の国際展開の促進

平成23年度より、我が国循環産業が海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷の低減を実現するとともに、我が国経済の活性化につなげるため、「日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業」を開始しました。平成25年度からは「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」と名称を変更し、国際展開計画事業に関する実現可能性調査（FS）等への支援、海外情報の収集と国内事業者への情報提供、事業者・地方公共団体・関係団体などとの間の情報共有・意見交換の促進、我が国の循環産業事業者及び技術に関する海外への情報発信などを積極的に実施しています。

特にFS支援では、我が国の循環産業による廃棄物処理・リサイクル分野における具体的な国際展開の計画のある事業について、FSの実施等への支援を行うとともに、現地関係者との情報共有・意見交換のための現地合同ワークショップを実施することを義務付けています。加えて、支援対象事業の現地関係者を日本に招き、我が国の廃棄物処理体制・技術について学んでもらう訪日研修も実施しています。本支援では、平成23年度に7件（応募件数31件）を支援し、平成24年度には10件（応募件数29件）の新規事業、4件の継続事業の計14件を支援しました。そして、平成25年度には7件（応募件数20件）の新規事業、3件の継続事業の計10件を支援しています。平成25年度の支援事業は、廃棄物発電、中間処理、廃液リサイクル等多岐にわたり、対象国も中国・東南アジアを中心に7か国となっています。

(2) アジアにおけるリサイクルビジネス展開可能性調査

平成21年度より、我が国企業によるアジアでのリサイクルビジネス展開を促進させることを目的として、アジア各国における、法制度、市場規模、収益性及び事業リスク等を調査・分析し、リサイクルビジネス展開の可能性調査を行っています。

平成24年度は、中国での自動車リサイクル事業やベトナムにおける電子機器廃棄物リサイクル事業をはじめ、3か国で3件の調査を実施しました。平成25年度は中国での自動車部品リビルト事業や、マレーシアにおける廃電気・電子機器リサイクル、フィリピンにおける電気・電子機器廃棄物リサイクル事業の、3

か国で3件の調査を実施しました。

(3) アジアエコタウン協力（循環型都市協力）

平成19年度から実施してきたアジアエコタウン協力事業は、我が国がエコタウン整備を通じて蓄積した経験・ノウハウを、自治体間協力の枠組みの下アジア各国に移転しつつ、我が国リサイクル産業の海外展開を支援するものです。平成23年度には、中国において北九州市－大連市、茨城県－天津市、福岡県－江蘇省との間で事業実施可能性調査、人材育成事業等を実施しました。また、中国以外のアジア各国へも協力を拡大し、秋田県－タイ、秋田県－マレーシアとの間で協力事業を実施しました。

(4) リサイクル技術に関する協力の実施

平成21年度より、各地域で直面している廃棄物・リサイクル問題を解決するため、我が国のリサイクル技術・システムを活用した実証事業を実施しました。平成25年度には、NEDO事業を活用し、中国における自動車リサイクル実証事業、インドにおける電気電子機器廃棄物リサイクル実証事業、及びインドネシアにおける廃油リサイクルの実証事業を実施しました。

4 し尿処理システムの国際普及の推進

国連ミレニアム開発目標に掲げられた、衛生的なトイレを使用できない25億人の人口を半減させるという国際的な衛生問題の解決に貢献するとともに、浄化槽やし尿処理施設などの日本における分散型なし尿処理システムの国際普及を通じた途上国の水環境の向上に向け、平成21年度から「し尿処理システム国際普及推進事業」を実施しています。

具体的には、中国及びベトナムにおいて、し尿処理に関する現地調査や日本の污水处理技術の情報発信を行い、日本において分散型污水处理のワークショップを開催しました。



コラム

循環型社会の形成に向けた国民、民間団体等の取組事例

現在、さまざまな取組が進められていますが、ここでは、3R活動推進フォーラム^{*1}並びに環境省が主催する「循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰」、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会^{*2}が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」における内閣総理大臣賞において平成25年度に表彰された、民間団体における先進的な取組事例を紹介します。

※1 3R活動推進フォーラム

平成18年1月設立した「3R活動推進フォーラム」は、地方公共団体や民間団体を会員とし、3Rに関する社会的取組や先進的技術による取組をさらに進め、循環型社会への変革を強く意識した3R活動を一層推進しています。平成25年度は、「第8回3R推進全国大会」を環境省及び栃木県と共催し、イベントを通して3R施策の普及啓発を行いました。大会式典で環境大臣表彰を行った3R促進ポスターコンクールには、全国の小・中学生から約1万点の応募があり、環境教育活動の促進にも貢献しています。10月の3R推進月間では環境省、経済産業省と共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、全国の都道府県や流通事業者・小売事業者の協力を得て、環境に配慮した商品の購入、マイバッグ持参など3R行動の実践を呼びかけました。また、循環型社会の形成や食品リサイクルを推進した優れた取組などの環境大臣表彰の推薦、我が国の3R制度・技術・経験の変遷についての調査研究を実施するとともに、これら3Rに関する情報をホームページやメールニュース等により、全国に提供しています。

※2 リデュース・リユース・リサイクル推進協議会

行政・消費者・産業界等が連携してリサイクルを推進することを目的に、平成3年9月「リサイクル推進協議会」として設立されました。平成14年6月に、これからの資源・廃棄物問題に対処するにはリサイクルのみならず3R（リデュース・リユース・リサイクル）を通じた循環型社会の構築が必要であることを踏まえ、「リデュース・リユース・リサイクル推進協議会」と改称し、3R推進のための啓発・普及活動を実施しています。

1 循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

循環型社会形成推進功労者表彰は、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の適切な推進に顕著な功績があった個人、企業、団体を表彰し、その功績をたたえて、循環型社会の形成の推進に資することを目的として、平成18年度から実施しています。

平成25年度の受賞者数は、4個人、7団体、10企業の計21件であり、平成25年10月に開催された「第8回3R推進全国大会」式典において、表彰式が行われました。

2 リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰

リデュース・リユース・リサイクル推進協議会では毎年、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に率先して取り組み、顕著な実績を挙げている方々を表彰し、これらの活動を奨励することを目的に「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を実施し、「内閣総理大臣賞」を含む関係省庁大臣賞を交付しています。

平成25年度内閣総理大臣賞

受賞者名： トヨタ自動車株式会社・豊田通商株式会社（2者連名）（愛知県豊田市・名古屋市）

受賞テーマ： 解体しやすい車両構造の開発・設計、廃車の破碎くずから分別された鉄・アルミの再生利用や、自社製品の部品の再使用を進めるなど、全行程で一貫した3R活動に長期間取り組まれました。また、鉄やアルミ以外の残渣を車の防音材にリサイクルする技術や、レアメタルが使用されるハイブリッド車のモーター磁石をモーター磁石に再生利用する技術を世界に先駆けて確立されました。

3 資源循環技術・システム表彰

廃棄物の発生抑制、使用済み物品の再使用、再生資源の有効利用に寄与する技術的又はシステム的特点を有する優れた事業や取組の奨励・普及を図り、循環ビジネスを振興することを目的としてそれらを広く公募・発掘し表彰しました。

なお、平成25年度からレアメタルリサイクル賞を新設しました。

平成25年度は合計15件19社が受賞しました。

第5節 東日本大震災により生じた災害廃棄物及び放射性物質に汚染された廃棄物の処理

1 災害廃棄物の処理

平成23年に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、さまざまな災害廃棄物が混ざり合い、その性状も量もこれまでの災害をはるかに超えた被害が広範囲に発生しました。

被災した13道県239市町村（福島県の避難区域を除く）において災害廃棄物が約2,000万トン、6県36市町村において津波堆積物が約1,100万トン発生しました。

被災県内での懸命な処理に加え、広域処理による多くの自治体や民間事業者の協力により着実な処理が推

進され、これらの処理は福島県の一部地域を除いて、目標として設定した平成26年3月末までに処理を完了しました。東日本大震災における災害廃棄物等については積極的な再生利用が実施されており、災害廃棄物は約82%、津波堆積物はほぼ全量が再生利用されています。

福島県については、可燃物の処理について、いわき市を除く4市町から代行処理の要請を受け、国が処理を進めています。相馬市に設置した仮設焼却炉により、新地町の可燃物については焼却が完了、相馬市の大部分の可燃物については平成25年度末に焼却が完了しました。広野町及び南相馬市については、早期に仮設焼却炉を整備し、処理完了を目指します。また、避難区域については、帰還の妨げとなる廃棄物を撤去し、仮置場へ搬入することを最優先目標として着実な処理の推進に全力をあげます。

2 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づき、事故由来放射性物質による汚染状態が8,000ベクレル/kgを超えるものであって環境大臣が指定した廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）と、平成23年12月28日「汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定する件」によって指定された福島県の汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等（以下「対策地域内廃棄物」という。）は国が処理することとなっています。

(1) 福島県内

ア 対策地域内廃棄物の処理

対策地域内廃棄物については、平成24年6月11日に「対策地域内廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定し、これに基づく仮置場の整備や仮置場への廃棄物の搬入を進めてきましたが、これらの処理の進捗を踏まえて、対策地域内廃棄物の量等の見込みや処理計画の目標について見直す必要が生じたこと、また、双葉町を加えた対策地域内のすべての市町村において避難指示区域の見直し完了したことも踏まえて、処理計画について見直しを行い、平成25年12月26日に改定を行いました。

対策地域内（帰還困難区域を含まない）における災害廃棄物等の推定量として、当初想定できなかった家の片付けごみ、災害廃棄物の処理の一環としての被災家屋の解体により発生する廃棄物を追加するとともに、処理の実績等を踏まえて精査を行った結果、11市町村合計で約80万2,000トンとなっています。

対策地域内の災害廃棄物等については、避難されている方々の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、帰還の妨げとなる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場へ搬入することを優先目標として進めています。市町村毎にこれらの仮置場への搬入完了目標を定め、平成25年度末時点で、楢葉町、川内村、大熊町の3町村については帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一通り完了しました。また、南相馬市についても目標通り、一部を除き搬入しました。仮置場への搬入後の災害廃棄物等の処理については、その発生量や発生の時期、処理施設の立地場所の確保の状況等を踏まえて、各市町村と随時調整を行いつつ、処理のスケジュールを設定します。既にいくつかの市町村で仮設処理施設の設置場所を確保し、建設を進めているところです。

イ 指定廃棄物の処理

福島県内の指定廃棄物については、8,000ベクレル/kgを超え、10万ベクレル/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万ベクレル/kg超のものは中間貯蔵施設に搬入する方針であり、平成25年12月に管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、計画案を提示し、受け入れの要請を行いました。

この案について、平成26年2月に福島県知事より、配置計画を見直すよう申入れがあったのに対し、3月に管理型最終処分場内に計画していた固形化施設等の設置場所を見直すなどの回答をしました。

また、下水汚泥や農林業系廃棄物などの指定廃棄物については、保管が長期化すると、腐敗や臭気などのおそれがあることから、性状を安定させ、保管スペースを確保する観点から、焼却等の減容化事業を行っています（表3-5-1）。

表3-5-1 福島県内における指定廃棄物等の減容化事業の例

事業名	実施状況
福島市堀河町終末処理場における下水汚泥減容化事業	平成25年4月から乾燥処理を実施
県中浄化センター（郡山市）における下水汚泥焼却事業	平成25年9月～平成26年3月まで焼却処理を実施
福島県鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業	平成25年8月から焼却処理を実施
福島県飯舘村蕨平地区における可燃性廃棄物減容化事業	平成26年3月に事業着手

(2) 福島県以外

福島県以外の指定廃棄物については、既存の廃棄物処理施設の活用について引き続き検討を行いつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県においては、国がそれぞれの県内に集約して、必要な最終処分場等を確保する方針です。

平成25年2月に、自治体との意見交換を重視した候補地の選定プロセスに大幅に見直すという方針を公表し、これまで関係5県（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）において市町村長会議を開催するとともに、有識者会議での議論を重ねてきました。平成25年10月の有識者会議では、処分場の候補地を各県で選定するためのベースとなる基本的な案を取りまとめました。

その後、宮城県、栃木県における選定手法について確定し、候補地の選定作業に入っています。宮城県においては、平成26年1月に、詳細調査を実施する候補地を提示しました。